

令和6年第1回玉城町議会定例会会議録（第2号）

- 1 招集年月日 令和6年3月5日（火）
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3 開 議 令和6年3月6日（水）（午前9時00分）
- 4 出席議員 （13名）

1番 坂本 稔記	2番 南 雅彦	3番 山口 欣也
4番 福田 泰生	5番 渡邊 昌行	6番 谷口 和也
7番 井上 容子	8番 山路 善己	9番 前川さおり
10番 中西 友子	11番 北 守	12番 坪井 信義
13番 小林 豊		
- 5 欠席議員 なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 辻村 修一	副 町 長 田間 宏紀	教 育 長 中西 章
会計管理者 真砂 浩行	総務政策課長 中村 元紀	税務住民課長 山下 健一
保健福祉課長 見並 智俊	産業振興課長 里中 和樹	建 設 課 長 平生 公一
教育事務局長 梅前 宏文	上下水道課長 山本 陽二	病院老健事務局長 竹郷 哲也
地域づくり推進室長 中川 泰成	防災対策室長 内山 治久	生活環境室長 山口 成人
地域共生室長 中西扶美代	監 査 委 員 大西 栄	
- 7 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 中西 豊	同 書 記 福井希美枝	同 書 記 中山 元太
-------------	-------------	-------------
- 8 日 程
 - 第1. 会議録署名議員の指名
 - 第2. 町政一般に関する質問

順 番	質 問 者	質 問 内 容
1	南 雅彦 P2-P7	(1) 高齢者の交通安全と移動手段について (2) 城（ぐすく）の今後の運営について
2	井上 容子 P7-P20	(1) 第4次障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画に関連して (2) 多文化共生のまちづくりについて
3	北 守 P20-P32	(1) ゼロカーボン宣言後の取組みについて (2) 防災に活用できるEV車・V2Hの補助金の上乗せについて (3) 的山・国東山のルート整備・誘客について
4	坂本 稔記	(1) 災害発生時の飲料水・生活用水の確保について

	P32-P47	(2) 防災の三助（自助・共助・公助）について
5	山口 欣也 P47-P59	(1) 外城田川改修について (2) 玉城町の農業について
6	山路 善己 P59-P75	(1) 交流人口拡大施策を考える (2) 玉城町の課題について町長の考えをお聞きしたい

(午前9時00分 開会)

◎開会の宣告

○議長（小林 豊） ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しております。
よって、令和6年第1回玉城町議会定例会第2日目の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小林 豊） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において
3番 山口 欣也 議員 4番 福田 泰生 議員
の2名を指名します。

◎日程第2 町政一般に関する質問

○議長（小林 豊） 次に、日程第2 町政一般に関する質問を行います。

〔2番 南 雅彦 議員登壇〕

《2番 南 雅彦 議員》

○議長（小林 豊） 初めに、2番 南雅彦議員の質問を許します。
2番 南雅彦議員。

○2番（南 雅彦） 議長の許可をいただきましたので、通告書どおり一般質問をさせていただきます。

質問事項1、高齢者の交通安全と移動手段について。

(1) 近年では少子高齢化社会が進行し、特に高齢者における交通安全が課題となっ
てきております。運転免許証返納に伴う交通手段の喪失により行動範囲が縮小すると
いった課題について、町長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（小林 豊） 南雅彦議員の質問に対し、答弁を許します。
辻村町長。

○町長（辻村 修一） 南議員から、高齢者の交通安全と移動手段について、課題についてどう考えるかというご質問をいただきました。

高齢化社会を迎えてきとるわけでありまして、南議員の質問の中にもございましたように、特に高齢者が関係する交通事故が発生をしておるということでございます。記憶におありなのが、一昨年千葉・八街での事故、そして、それに子供たちが巻き添えを食うというふうなこともありますし、特にアクセルとブレーキの踏み違えをしたり逆走などがあって、メディアでも多くの方がご覧いただいたり心配をなさっておるという状況でございます。

そんな中では、やはり改めて、高齢者の皆さんだけではありませんけれども、交通マナーを徹底していただくということに力を入れていくということも要ると思っております。そうした今までのいろんな取組、町全体の取組も具体的な動きをしておりますので、担当から申し上げさせていただきますけれども、ありがたいことに対前年で人身事故が12件減っておるという、そういう様子も先般、伊勢警察の担当課長さんからお聞かせをいただきましたけれども、これで安心しておってはいかんと、こんなふうに思っております。高齢者の皆さん方のいろんな足の確保から、あるいは交通安全対策から、町として、重点施策としてこれからも取り組んでいきたいと、こういう考え方を持たせていただいております。

○議長（小林 豊） 生活環境室 山口室長。

○生活環境室長（山口 成人） 生活環境室 山口。

免許返納について若干補足説明をさせていただきますが、町のほうといたしましては、社会福祉協議会のほうに免許返納時の事業としまして、送迎のほうを行っております。それで、返納者に対して送迎を行っており、昨年までの状況でございますけれども、令和3年度で6名、4年度で4名、5年度で5名の方が社協の送迎のほうをご利用いただき、免許返納をしております。

ただ、町内全体といたしましては、3年度で45名の方、4年度で50名、5年度で44名、この方々が免許返納のほうを実施されたという状況でございます。

○議長（小林 豊） 南議員。

○2番（南 雅彦） 先ほど町長からも、玉城町における高齢者等の安全運転の課題という意識は持っておられるということで、参考になりました。

担当の室長からも免許返納についてのご説明をいただいたとおり、玉城町としてもその辺のデータというか、そういうのはきっちりしているということで、執行も行っているということで、参考になりました。

続いて、進めていきたいと思っております。

①の、法令では70歳から74歳までの運転免許証更新希望者に対し、高齢者講習が義務となっておりますが、免許更新の期間が最短でも3年間であるため、自身の運転技術、身体能力を把握するといった観点から、講師による体験講習を町として考えていないか

ということを質問させていただきたいと思います。

○議長（小林 豊） 山口室長。

○生活環境室長（山口 成人） 生活環境室長 山口。

まず、令和4年5月13日に改正道路法が施行されまして、70歳以上の高齢者の方の免許更新に関して、3つの項目で定められております。

まず、委員仰せられました70歳以上75歳未満の方につきましては高齢者講習の実施、75歳以上の方につきましては、それに加えて認知機能検査が追加されます。また、75歳以上の方で、過去3年以内に一定の違反歴がある方につきましては、認知機能検査、高齢者講習に加えて、運転免許の技術検査というものが定められております。

おっしゃるとおり、免許更新の期間は最低でも3年と。75歳以上の方につきましては、全てが3年となってきます。その間の運転技術、身体能力等を把握するといった観点から、講師によります、委員おっしゃる体験講習を実施することは考えていないかということなんですけれども、町のほうといたしましては、令和元年度までは地区の各支所の会合に出向きまして、それは伊勢警察署と連携して、交通安全・防犯を含めた上で出向きまして啓発、講習を実施しておりました。

ところが、コロナ禍によりまして実施できないような状況、会合もまた開催されないような状況の中で、現在まで開催には至ってはおりませんが、令和6年度より、コロナ禍も収まりましてきましたんで、再開させようということで、現在、伊勢警察署のほうと内容について協議をしながら、開催に向けて調整を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（小林 豊） 南議員。

○2番（南 雅彦） ありがとうございます。

担当室長から、コロナ前までは交通安全講習等をやっていたということで、コロナ明け、それでまた始めようかということをおっしゃっていただいたんですけれども、私としまして、高齢者の運転技術ということでちょっと特化していただいて、判断材料にさせていただけたらなという思いがあります。

といいますのも、何でもかんでも高齢者だから免許を返納というふうに結びつけるのではなくて、そういった講習を、実技講習等を行って、判断材料にさせていただきたいというふうに思います。例えば、目がよく見えるし身体機能も優れているというか、運転に何の支障もないという判断材料でしたら、まだ免許を持続して運転していただける、安全にさせていただいたらいいかなと思います。

例えば、田舎ですのでやっぱり車と言うのは生活の足ということですのでごく大事だと思いますので、その辺、令和6年のほうからやっていただけるということですので、ぜひともまた実施のほうをお願いしたいと思います。

次に行きます。

(2) 番なんですけれども、運転免許証を返納された方には、玉城町では高齢者も利

用できる元気バスがありますけれども、さらにそれをカバーする目的で、コミュニティ・カーシェアリングを推し進める考えはないかということをお伺いしたいんですけども、まず、コミュニティ・カーシェアリングとは何かということをご説明のほうさせていただきたいなと思います。

簡単に申し上げますと、地域コミュニティで車をシェア、共同利用し、地域を元気にするサークル活動ということで、発端は、東日本大震災の後、石巻市の仮設住宅で始まった活動が、今は移動に課題のある地域などに導入するようになり、全国に広まっているということになっております。そこを日本カーシェアリング協会というところがバックアップするというふうな仕組みになっておるとい、簡単に説明するとこういうことになっております。そのカーシェアリングを推し進める考えはないかということ、町長の所見を伺いたいと思います。

○議長（小林 豊） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） カーシェアリングについての説明をいただきました。

今、南議員から説明をいただいたとおりで、移動に課題がある地域でそういった取組をなさっておられると、こういうことでございます。

玉城の場合には地形的に、役場中心から、この中心から半径6キロのところにて全ての地域が包含されておる地域でございます、もう東京大学と連携した形での元気バスシステム、これが15年経過をしておりますけれども、大変、高齢者の皆さん方がそれを活用いただいて、いろんなところへ外出をしていただく、そして、それによって元気になっていただくと、こういうふうな結果も出てきておる状況でございますので、今の中では、町としては元気バスを活用していきたいというふうに思っております。

他のいろんな動きがありますから、そうした、本当に介護が必要な方とかいろんな個々の方のサービスについては、町としていろんな配慮はしていかなければいかんというふうに思っておりますけれども、当面は現在の元気バスで運用をしていきたいと、こういう考え方を持たせていただいております。

以上です。

○議長（小林 豊） 南議員。

○2番（南 雅彦） 今、町長のほうから、元気バス利用のほうということで、そちらのほうを考えていくということで答弁いただいたんですけども、先ほどの1番のほうと併せまして、高齢者のやっぱり生活の足ということで、まだ運転免許が持続できる方はそれをさせていただく。安全に運転していただく。そして、もうちょっと自信がないよと、家族に返納を勧められたよというような方は元気バスを利用するという形。あと、それをカバーする形でカーシェアリングというのを導入してはどうかということをご提案させてもらったんですけども、ぜひともこの先、玉城町として高齢者の方の生活の足ということ、全体のことを考えていろいろと推し進めていただければなと思います。

次に、2番に行きます。

城の今後の運営について。

1番、現在、玉城インターの前に、城内にある観光協会がJR田丸駅の新駅舎の完成に伴い移転するが、今後の城の運営について伺いたいと思います。

○議長（小林 豊） 産業振興課 里中課長。

○産業振興課長（里中 和樹） 産業振興課長 里中。

城での農産物の販売は令和4年以降どうしていくのかという質問でございます。

まず最初に、令和4年4月以降ですが、以降も継続して城での農産物の販売を実施していく予定であります。

その経過を少しお話しさせていただきますと、実はもう令和2年の4月以降、城での農産物等の販売は全て商工会の会員様である事業所様が実施しておりまして、土地や家屋、これは全て所有者様から観光協会がお借りして、所有者様承諾の下、場所の又貸しをしているという状態を取っておりました。

そして、今回なんです、駅舎への事務所移転に伴いまして、現在の場所を所有者様にお返しするお話をその農産物等の販売業者様にお伝えした結果、その所有者様と販売業者様の間で話がつき、継続して城での農産物の販売を実施するという経過に至っております。

以上であります。

○議長（小林 豊） 南議員。

○2番（南 雅彦） ありがとうございます。

産業振興課の課長さんから答弁いただきましたんですけれども、今後も、産業振興課が新駅舎に移っても、まだ農産物等を継続して販売できる状態にあるということでご回答いただきましたもので、ちょっとそれはよかったです。

それではなくなってしまうのはちょっともったいないと思いましたが、その辺は、やはり新駅舎となりますと鉄道の玉城町の玄関口となりますし、玉城インターのほうの城のほうは車の玄関口ということになりますので、やはりそこら辺は玉城町のシンボルとして継続して、農産物を観光に来られる、玉城町を訪れる方に買っていただくと。あと、玉城町の農家の方々にもすごく利があると思いますので、継続してやっていただけるといのはありがたいなと思います。

次に、1番ですね。先ほどとダブりますので2番へ行かせてもらいます。

同様に、観光部門の継続について伺いたいんですけれども。

○議長（小林 豊） 産業振興課 里中課長。

○産業振興課長（里中 和樹） 産業振興課長 里中。

続きまして、観光部門の継続についてお答えをさせていただきたいと思っております。

次の事業所様との間では、観光案内所の場所の案内図や現在の観光看板、観光パンフレット等の一部の設置のみを残しまして、それ以外は補填しておりません。というのも、

今までは田丸駅からのお客さんというのはなかなかカバーできていなかった状態でありまして、今後これがなくなるように、田丸駅のほうに全て移行するというふうに考えておりますもので、車でのお客さんにつきましては移動が可能であるという考えも持ってしまして、今後は駅前にお越しただいで対応をさせていただきたいと思っております。

ですから、観光案内につきましては、案内所として田丸駅に集中させるつもりでして、このことは今後広く周知していく必要があり、協力し合っている観光協会様や様々な観光関係の機関にも周知、準備を進めているところが現在であります。

以上です。

○議長（小林 豊） 南議員。

○2番（南 雅彦） 産業振興課の課長から答弁いただいたんですけれども、今度は新駅舎のほうで観光のアピール等をやっていくということですので、それは玉城町にとってもすごくいいことだと思いますもので、引き続き、新しいことですのでやっただけならいいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（小林 豊） 以上で、南雅彦議員の質問は終わりました。

ここで10分間の休憩とします。

（午前9時21分 休憩）

（午前9時31分 再開）

○議長（小林 豊） 再開します。

次に、7番 井上容子議員の質問を許します。

7番 井上容子議員。

〔7番 井上 容子 議員登壇〕

《7番 井上 容子 議員》

○7番（井上 容子） 議長のお許しをいただきましたので、通告書に従って一般質問をさせていただきます。

1つ目に、第4次障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画に関連して。

2つ目に、多文化共生のまちづくりについてでございます。

まず、質問事項1つ目の第4次障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画に関連してを2つの項目に分けて質問させていただきます。

第4次障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画が来年度からスタートするに当たり、町長の所見を伺います。

○議長（小林 豊） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） 第4次障がい者基本計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、玉城町における障害者施設全体に関わる理念や基本的な方針、目標を定め、そして、第7期障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づいて、障害のある人の地域移行や一般就労への移行について、また、第3期障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条第20項に基づき、障害児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備など、令和6年度から令和8年度までの数値目標を設定いたしました。

「だれもが自分らしく、心豊かに暮らせる安心と共生のまちづくり」を理念といたしまして、障害のある人の多様なニーズを常に把握しながら、地域の中で共に自立した日常生活が送れるよう、支援体制等、障害のある人自身がその能力を十分発揮できるよう、環境の充実を図っていききたいという考え方でございます。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） ご説明ありがとうございます。

前回の計画でも盛り込まれていて、達成できていない部分もあったかと思います。そのあたりはどのように進めていかれるか、具体的な方法も交えてお教えてください。

○議長（小林 豊） 地域共生室 中西室長。

○地域共生室長（中西扶美代） 地域共生室長 中西。

今期の計画であります、基幹相談センターの設置には至っておりませんでしたので、確かにこの計画というのが必要だと思っておりますので、基幹相談センターの設置は必要なことから、次期の計画の中で設置をいたしたいと考えております。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） ありがとうございます。

次の質問の基幹相談支援センターも設置できなかったのも、来期は力を入れていただけるというご答弁だと理解しております。早期実現にご尽力いただきますようお願いいたします。

では、2項目めに移ります。

バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりについて、4つに分けて質問させていただきます。

バリアフリーやユニバーサルデザインといいますと、物理的に段差をなくしたり、車椅子利用できるトイレを造ったりと、ハード面の環境整備のようなイメージがございません。しかし、社会的な障害のほかに制度的な障害、例えば障害を理由に入学や就職の資格を得られなかったりが挙げられます。心理的な障害、例えば何をし出すか分からないと怖がられたり、逆に、勝手にかわいそうな存在だと思われたりすることもそうです。あと、情報の送受信、例えばチラシのように文字でしか情報がなかったり、音声放送だけで文字や手話が使われていなかったりすることも挙げられます。

こういった社会にある障壁、バリアをフリーにする、除いていくということがバリア

フリーの本来の定義でございます。まずは、町として現在注力している部分や、これから注力していく予定の部分を具体的にお伺いいたします。

○議長（小林 豊） 中西室長。

○地域共生室長（中西扶美代） 地域共生室長 中西。

そうですね。これからのことになりますけれども、心理的な障害のある方で、外出とできない方、または、どうしても人と会うのが怖いという方もたくさんいるかと思えます。そういった方に対して、こちらのほうから訪問、電話、メール、またウェブを使ったりとかさせていただき、支援を充実させていきたいと思っております。

以上になります。

○議長（小林 豊） 地域づくり推進室 中川室長。

○地域づくり推進室長（中川 泰成） 地域づくり推進室長 中川。

先ほど井上議員のほうから、情報のユニバーサルデザイン（UD）についてのお話をいただきましたので、その部分についてご答弁申し上げます。

まず、一番大きなものがホームページのことでございまして、このホームページにつきましては、平成29年であったかと認識しておりますが、ホームページを全面改修いたしまして、ウェブアクセシビリティのAA（ダブルエー）という、その基準に準拠した今ページとしております。また、今年度、そのホームページも一部改修をいたしまして、より見やすくしているというふうなことがございます。

また、そのホームページの中では多言語化というのもできておりますし、もう一点、広報たまきですね。これが玉城町からのお知らせの一番大きなものということもございまして、この広報たまきに関してはUDフォントを使うであったりとか、メディアユニバーサルデザインという、そういう研修を受けた方が今広報たまきの編集に関わっていたというところで、デザイン面でも配慮をしておるといのが一つあります。

それから、もう一点、この広報たまきなんですけれども、PDFに換えて上げると音声で読めなかったりとか、そういった問題が発生をしておりますので、これは、マイ広報紙というサイトがありまして、そこに玉城町は、そのマイ広報紙さんにデータをお送りしております。そうしますと、このマイ広報紙さんの中で各それぞれの記事をテキスト化して、ホームページで見られるということになってございまして、音声データに変換される際も非常に扱いがしやすいというような対応を取らせてもらっておりますし、その中で広報の多言語化というのも図っているというふうなことでございまして、ただ、まだマイ広報紙の存在をお知りにならない方が多いということも、これも課題として認識をしておりますので、ホームページから分かりやすくマイ広報紙にも誘導できるような体制を取っていきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） よく玉城町の広報の内容を検索するとマイ広報紙が検索でヒット

するんですけども、それを扱っていただいているということですね。以前にも一般質問でウェブアクセシビリティについては提案させていただきましたが、いろいろと改善していただいているということで安心いたしました。

現在、ほとんどの方がスマートフォンを使う時代になってまいりました。玉城町はその昔、高齢者へスマートフォンの貸与を先駆けて実施され、有名になりましたけれども、利用者への教育が伴っておらず、デジタル先進地になることができませんでした。せっかくウェブアクセシビリティに取り組んでいただいても、使い方が分からなければバリアフリーとは言えません。利用者教育にも取り組んでいただく必要があるかと思いますが、社会教育で何か取り組むご予定はございますでしょうか。

○議長（小林 豊） 教育委員会事務局 梅前事務局長。

○教育事務局長（梅前 宏文） 事務局長 梅前。

教育委員会のほうでは、今年で3年目になると思うんですけども、シニア向けのスマートフォン講座を実施しておりまして、これは年6回講座でさせていただいています。内容といいますのは、SNSとか、高齢者向けというか、何回も何回も同じアプリなんかを操作していくと。それで、次のときにもまた一緒の内容でも、やはり次は、一緒の内容というのは、ここら辺が分からんみたいなことがちょこちょこあるみたいですので、そういった形でシニア向けの講座を今年度も予定させてもらっています。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 何回も繰り返していただくということで、全部の使えない方に渡るまで続けていただきたいと思います。

昨日の町長のお話にもありました、全国中学高校Webコンテストで経済産業大臣賞に輝いた玉城中学校の「Save the “交通弱者”」では、「南伊勢町のデマンドバスが車椅子対応であることがすばらしいと思った」という感想が書かれていました。玉城町ではまだ導入できていなかったかと思うんですが、元気バスへの車椅子対応車両の検討と、三重交通様の玉城を走るラッピングバスもノンステップバス導入に向けて計画していただいていると思います。ぜひご検討いただきたいと思います。

次の質問に移ります。

田丸地区には点字ブロックのある歩道が一部ございます。既に粉々になっていたり割れてしまったりと、長い間放置され、点字ブロックの働きは失われています。点字ブロックに限らず、時代に応じた設備への更新や新設の計画はどのようになっているか伺います。

○議長（小林 豊） 建設課 平生課長。

○建設課長（平生 公一） 建設課長 平生。

建設課からは、交通環境の一環であります点字ブロックについてご答弁させていただきます。

現在、視覚に障害を持つ方を安全に誘導することを目的に、指定避難所である田丸小学校から田丸駅、また妙法寺方面、半径1キロの範囲の歩道へ点字ブロックの設置をさせてもらい、市街地とつなげるように整備をさせていただいております。しかしながら、今議員が言われるように、年数の経過とともに浮きや割れ、剥がれなどが発生するなど、歩行の安全が確保できない場所もございます。これについては、速やかに改修し、交通環境の整備に努めたいと思っております。

また、今後の同様の整備につきましては、またこの点字ブロックも当然のことながら、障害のある方への歩行の安全確保、また事故防止のために、歩道の整備やら、あと拡張、また、段差解消と併せて、必要に応じ措置を講じたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） ほかの課から、特にご提案とかはないですね。

設備に関しましては、例えば現在改修工事中の中央公民館の床にはまだ点字ブロックは設置されていません。あと、またインクルーシブ教育について、以前もご答弁いただきましたが、インクルーシブ教育が普通の時代になることが見込まれます。中学校の改修におきまして、点字ブロックやユニバーサルトイレをはじめとした様々な設備が必要となってまいります。ユニバーサルデザインの施設となるよう、現時点で決まっていることがありましたら、教育委員会から答弁をお願いいたします。

○議長（小林 豊） 梅前事務局長。

○教育事務局長（梅前 宏文） 教育委員会 梅前。

まず、中央公民館からなんですけれども、中央公民館は現在改修中で、極力ユニバーサルに近いようなトイレにはなっておるのかなというふうな、若干、私もこの前見てきて思っているところでございます。

また、室内の点字ブロックについてなんですけれども、まず、それよりも、やっぱり建物自体が古うございまして、いろんな段差の部分を何とか解消していきたいなということで、設計屋さんとも相談をしながら、少しでもそういったものが解消できるように努めていきたいなというふうに考えております。

また、続いての玉城中学校の部分になるんですけれども、こちらはまた、こちらも建物が古うございまして、また、その建物周りの敷地に関しても様々な制約があるということで、さらに教室の問題もございまして、生徒数がかなり多い部分がここ何年か続いてまいりまして、そこがピークであろうということで、正直、教室数が足りない状況になってまいります。

そんなときに、やはり多目的なトイレになってまいりますと、かなりの部屋の面積が必要になってくることから、極力はそれに沿ったような設計にはしたいというふうに考えておるんですけれども、ちょっと難しい部分があるのかなというふうに思っているところです。

また、先ほど中央公民館でも申しました段差解消の部分については、今設計中でございますので、そこら辺も配慮させていただいて設計を進めたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 町の施設について、ほかに計画がございましたらご答弁をお願いします。

○議長（小林 豊） 中川室長。

○地域づくり推進室長（中川 泰成） 地域づくり推進室長 中川。

井上議員のお尋ねのありました公共施設という観点で、今、間もなく完成を迎えます田丸駅の交流施設に関しましてですけれども、こちらについてはユニバーサルデザインに準拠をしたような形で施工を進めております。ただ、大きさであったり、今いろんなところがありましたけれども、全くその基準を全てクリアしているということではございませんけれども、スロープの勾配は基準どおりとさせていただいておりますし、今回新たにバリアフリートイレを設置させていただいて、これはもうオストメイトにも対応できるトイレになっておりますし、点字も一部、駅のホームの境のところと階段のところというのは設置をさせていただいておりますし、あと、手すりのところに点字のホームこちらというのと出口こちらというのをつけさせていただくというふうな、大きくそのような形で、ユニバーサルデザインに準拠した施設となっております。

以上でございます。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） ありがとうございます。

点字ブロックに限りましても、保健福祉会館や役場の庁舎や教育委員会のある村山龍平記念館、あと小・中学校の校舎など、主要な施設にまだ整備されていないかと思えます。町民の皆様の意識醸成にも関係してまいりますので、ユニバーサルデザインの積極的な採用をお願いいたします。

中央公民館のユニバーサルトイレは、先ほどご説明いただきましたけれども、議会に説明があったときは計画にありませんでしたが、オストメイト対応のトイレが設置されていて安心いたしました。田丸駅交流施設のオストメイトのお話もありましたけれども、玉城を訪れるオストメイトのトイレ環境は激変したと思います。

それにとどまらず、町民の皆さんがオストメイト対応のトイレを目にすることで、利用者の特性や困り事を知るよききっかけになるはずです。ユニバーサルトイレのマナー促進のための表示をつけることもバリアフリー対応として有効かつ可能な対応かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小林 豊） 中西室長。

○地域共生室長（中西扶美代） 地域共生室長 中西。

そうですね。今後検討させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） では、次の質問に参ります。

バリアフリー化推進について伺います。

さきの質問の点字ブロックにも関連してまいります。田丸城址に観光にいらっしやった方は役場駐車場から村山龍平記念館の横断歩道を利用される確率が高いです。スタンプとか押していかれる方が多いと思います。敷地内の点字ブロックはもちろんです。途切れのないよう、エスコートゾーンのある横断歩道、ぼつぼつのある横断歩道が望ましい場所だと考えます。

国の定める高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、俗に言うバリアフリー新法に基づいてバリアフリー推進協議会を設置し、公安委員会や当事者と一緒に協議をする場があれば、エスコートゾーンのある横断歩道も現実的になるとは思います。いかがでしょうか。

○議長（小林 豊） 中西室長。

○地域共生室長（中西扶美代） 地域共生室長 中西。

バリアフリー推進協議会ですが、近隣で設置しているところが松阪市、伊勢市のみになっております。今後は設置の市を参考にさせていただき、推進協議会の設置に向けて検討していきたいと思っております。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） その伊勢市も松阪市もやはり協議会を設置されて、バリアフリー基本構想を策定されています。今回の玉城町第4次障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画では、協議会の開催を令和8年に目標設定されております。中学校の改修や田丸城の整備も今後予定されておりますので、ユニバーサルデザインのまちづくりも念頭に入れて進めていきたいと思っております。

では、1つ目の質問最後になりますが、南伊勢町との災害時の包括連携協定について伺います。

能登の震災で、現在も玉城町から保健師さんが派遣されているなど、災害に対する意識も高まっているところだと思います。一般の人の避難はもちろんです。体が弱かったり特性があったりする方々はさらに困難な状況になると思います。福祉避難所など、障害のある方への災害時の対応はどのように進めていかれるか、お伺いします。

○議長（小林 豊） 防災対策室 内山室長。

○防災対策室長（内山 治久） 防災対策室長 内山。

まず、南伊勢町との災害時における包括連携協定の中身の説明をさせていただきます。

まず、いずれかの町に大規模な災害が発生した場合に、食料や飲料水、生活必需品の提供、災害復旧活動に必要な職員や消防団員の派遣、それから避難所等の提供や傷病者の受入れなど、可能な限り協力する内容となっております。

玉城町の保健福祉会館を福祉避難所として指定しておりまして、南伊勢町から避難者の受入れ要請があった場合は、避難される方の状況をお聞きしまして受入れの対応をすることになると思います。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 福祉避難所として保健福祉会館で対応とのことですが、広さを考えても、玉城町民だけでも受入れ人数としては難しいように思いますが、今後、福祉避難所を増やしていく方向と考えてよろしいのでしょうか。

○議長（小林 豊） 内山室長。

○防災対策室長（内山 治久） 防災対策室長 内山。

福祉避難所を指定するに当たりまして、災害対策法の基準がありまして、そちらによりますと、一般の避難所では生活が困難な要配慮者を施設設備、体制の整った施設に避難させることを想定しております。

そのようなことから、ちょっと現状のほかの指定避難所でそういう体制が取れるかということは今後検討していきたいと思っておりますが、福祉会館のほうで受入れがオーバーして対応できないということに関しましては、民間の福祉施設と災害時における施設利用の協定を締結しておりますので、そちらの施設に協力要請をお願いして対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） では、福祉避難所は、取りあえず受け入れられる部分だけやったら受けられるけれども、それ以外はもうほかのところをお願いする形ということでしょうか。はい。

では、この質問はここまでにさせていただきますと、ユニバーサルデザインに当たっては、ユニバーサル、つまり、全ての人に障害を感じさせないデザインを前もって準備していくことが本来の意味でございます。結果的に高齢者や子育て世代にも優しいまちになりますので、少数派のために税金を使うと反対される方への理解促進も含めて進めさせていただきますよう希望いたしまして、2つ目の質問に参ります。

多文化共生のまちづくりについて。

1項目めに、外国をルーツとする住民や訪問者への対応について。

2つ目に、外国籍職員の採用について。

3つ目に、技能実習生の採用についての3つの項目に分けて伺います。

まず、外国をルーツとするという表現について説明させていただきますと、外国人だけでなく、日本人でも海外生活が長かったりして日本語が得意でない方もいらっしゃいます。言葉の壁への配慮、言葉のバリアフリーについての内容と言えましょうか。

そこで、3つ質問させていただきます。

まず、広報、先ほども答弁いただきましたけれども、町作成の文書や観光案内板など多言語化の対応について伺います。

○議長（小林 豊） 暫時休憩します。

（午前9時57分 休憩）

（午前9時57分 再開）

○議長（小林 豊） 再開します。

梅前事務局長。

○教育事務局長（梅前 宏文） 事務局長 梅前。

私のほうから、田丸城址の観光看板についてのお話をさせていただきたいと思います。

今、現状の田丸城址の案内は一部外国語の表記はあるんですけども、これは英語だけなんですけれども、この表記があるだけで、多言語化については対応はしておりません。

また、観光パンフレット、田丸城のほうなんですけれども、パンフレットというのは過去に英語表記のパンフレットを作ったことがあるんですけども、それほど需要もなく、今は増版もしていないような状態になっています。

今後なんですけれども、当然、外国の来訪者の方もちょこちょこはいらっしゃられるようになったんで、例えばQRなんかを看板に貼り付けて、それをもって読み取れるような仕組みを、教育委員会と、また産業振興課と、あと観光協会ですね。こちらの三者のほうでいろんな協議をしながら取り組んでいきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 多言語化につきましては、以前も質問させていただきましたし、5年前に東洋大学の留学生がインターンシップで訪れたときに、外国語表示のなさを指摘されていたかと思います。その後の改善というのがあまり、ホームページの多言語化ぐらいしかなかったのかなというふうに思うんですけども、町民の皆さんにも観光の皆さんにも最新の情報が届くように工夫していただきたいと思います。

チラシにはアプリの翻訳に適したフォントを使っていたり、先ほど言っていたきました案内看板に、史跡以外も案内看板の必要があるかと思うんですけども、QRコードで外国語で説明したウェブページに飛んだりという方法を取っていただきたいと思います。

では、教育について、学校における保護者対応を含む現在の状況を伺います。

○議長（小林 豊） 中西教育長。

○教育長（中西 章） 教育長 中西。

平成31年の3月議会でも、外国籍の子供の受入れについて井上議員からご質問をいただきました。そのときお答えしました内容と重なる部分があるかと思いますが、現状と対応方法についてお話しさせていただきます。

玉城町に外国籍のお子さんがもし見えた場合、住民票を移された場合は、就学児童・生徒がいる場合は住民課のほうから教育委員会のほうに連絡があります。その場合、教育委員会に来ていただいて、就学先を確認していただきます。また、学校にも連絡をさせていただいて、スムーズに就学できるようにしております。

令和6年の3月の時点では、今のところ日本語指導が必要な児童・生徒はいないのが現状です。

以前、フランスの国籍を持ったお子さんが田丸小学校に通っていたときがありました。そのとき、学校ではフランス語が話せる地域の方を探させていただいて、学校へ来ていただいて、その子に日本語指導をしていただいたことがありました。また、保護者宛ての文書についても、フランス語に翻訳させていただいてお渡ししたこともありました。

ただ、そのお家は、お父さんもフランス人なのですが日本語が上手で、言葉では理解できるというふうなところがありましたので、お話しさせていただきながら行事の説明もさせていただいたことがありました。

そういったことを、今後、外国籍の子供たちがもし就学した場合は同じような対応を取っていきたいと思います。

それと、三重県教育委員会からいつも日本語指導が必要な児童・生徒はいませんかという調査がありまして、その中で、特に三重県で力を入れているのがポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ビサヤ語、中国語、これについては、巡回指導員に回ってきていただいて日本語指導をしていただいたり、保護者との対応をしていただくという、そういうシステムもありますので、もし玉城町にそういうお子さんが見えたら、県と連携も取りながら対応していきたいと思います。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 県と連携を取りながらその都度対応していただけるということですね。ありがとうございます。

では、次の質問、窓口対応について伺います。

これについても以前質問させていただいたのですが、その後、進捗がありましたらお教えてください。

○議長（小林 豊） 税務住民課 山下参事。

○税務住民課長（山下 健一） 税務住民課 山下。

窓口対応ということですので、税務住民課のほうでお答えをさせていただきますが、転入転出の際の外国国籍の方の対応ですが、2月末時点で外国国籍の方の人口が148名ございます。圧倒的にベトナムの方が多くて、ベトナムに関してはベトナム語という言葉をお使いのようでございます。

ほぼ実習生でありますので、人材派遣の会社の方が付き添ってきていただいておりますので、特に今のところ問題は起こってございませんし、英語が通じる方に関しましては、

堪能な職員が1名おりますので、そちらで対応をしております。そして、ベトナム語やタイ語につきましては、スマートフォンの翻訳アプリを使用しまして対応をいたしております。

また、最近では外国籍の方もマイナンバーカードをお作りになられる方が見えますので、その際につきましては、翻訳したものを説明書として備えつけて対応しております。以上でございます。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） ベトナム語とかにも対応していただいているという、翻訳アプリ、今便利なものがありますので対応していただいているということなんですけれども、準備している言語に限らず、日本にいらっしゃる外国籍の方は英語が通じない方が圧倒的に多くて、逆に日本語のほうが通じるんですね。

あと、日本人の学習障害や識字障害のある方にも有効ですので、やさしい日本語というのが文部科学省とか、設定というんですか、やさしい日本語を使ってくださいねというのがあるんですけれども、そのやさしい日本語での対応ができるようにも検討いただきたいと思います。日本語やで簡単やんと思われる方が多いんですけれども、いざ使ってみますと、やさしい日本語というのは意外に大人には難しい日本語でございますので、ふだんからそういう意識を持っていただけるとありがたいと思います。

先ほどおっしゃられたように、外国籍の方はたった1%ではありますけれども、1%にも満たない障害の方にも配慮が必要だという法律がありますので、ユニバーサルデザインという考え方で外国の方にも対応いただければと思います。

では、玉城病院での対応はいかがでしょうか。

○議長（小林 豊） 病院老健事務局 竹郷事務局長。

○病院老健事務局長（竹郷 哲也） 病院老健事務局長 竹郷。

玉城病院での窓口の対応なんですけれども、現在、外国の方がお一人で来院される方が非常に少なくなっておりまして、必ず付き添いの方であったりとか、先ほど税務住民課長のほうが答弁しましたけれども会社の方とか、通訳の方がお見えになって、一緒になってお越しになる方がほとんどです。

あと、ワクチン接種も玉城病院でさせてはいただいておりますけれども、町内の会社にお勤めの外国人の方も、やはり会社の方が一緒に来ていただいて対応させていただいたというのが現状であります。

あと、翻訳アプリのほうのお話も出たと思うんですけれども、翻訳アプリを持って来院された方も、今の勤めておる会計の窓口の職員に聞いたんですけれども、お一人過去に見えたということで、やはり会社の方とかですとそれぞれの健診医さんであったりとか、その会社で連携している医療機関に行くのかなというふうな形がありますので。

あと、翻訳アプリも導入するといいいんですけれども、やはり医療用語に特化した翻訳アプリが必要になってくるのかなと思いますので、そうなってくるとやっぱり導入経費

であったりとかを検討していかなあかんとしますので、今後また必要に応じて検討していきたいと思います。

以上であります。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 病院は言語に対応できないからといって診療拒否することはできませんので、翻訳アプリでトラブルの起こる例もございます。医療通訳サービス、先ほど言われた医療専門用語に特化した翻訳アプリもございますので、その辺、積極的に検討いただければと思います。

あと、外国語ややさしい日本語対応の問診票が無料で提供されておりますので、いつでもプリントアウトして使えるように準備だけをお願いしたいと思います。

あと、外国の方は会社関係の方も一緒に来られるということなんですけれども、会社に言えない病気とかで具合が悪いのを黙っておられるというトラブルも今まで事件になったりしておりますので、その辺の配慮は病院のほうでもお願いしたいと思います。

では、児童館の対応はいかがでしょうか。放課後児童クラブとしてではなく、18歳未満のお子さんの健全育成の場としての児童館について伺います。

○議長（小林 豊） 中西室長。

○地域共生室長（中西扶美代） 地域共生室長 中西。

今のところ、該当者がいたことはございません。ですが、今後は児童、また保護者に対して翻訳アプリ、先日もこちらのほうで、違う相談でグーグル翻訳を使わせていただいて、どのように変換するか確認させていただいて、それを今後使いたいなということを検討させていただきましたので、同じように児童館のほうでも活用したいと思っております。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） では、次の質問に参ります。

2項目めと3項目めの質問を同時に進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（小林 豊） どうぞ。

○7番（井上 容子） 2項目めの町職員の外国籍の人の採用について。

こちらも以前質問させていただいたのですが、今年度はまだ日本国籍に限っておられたように思いました。

3項目めは、外国人技能実習生について。

人手不足が心配される玉城病院やケアハイツでの採用は考えておられるか、伺います。

○議長（小林 豊） 総務政策課 中村課長。

○総務政策課長（中村 元紀） 総務政策課 中村。

井上議員のおっしゃっていましたように、今回の募集につきましては日本国籍をということで表記をさせていただいてございます。ただ、今現在もALTの方については外

国籍の方ということになっておるかと思しますので、外国籍を拒むものではございませんが、一応、法律には明記をされているものではないんですが、見解といたしまして、内閣府のほうから見解を示されて、その中で、定期的な業務に従事する方につきましては国籍を問わない格好になります。

ただ、政策形成とかそのあたりの部分であるとか公権力を使う部分につきましては、いまだに日本国籍を有するべきだということの判例等も示されておりますので、今回の募集につきましても国籍条項を設けさせていただいたというふうなところでございます。

○議長（小林 豊） 竹郷事務局長。

○病院老健事務局長（竹郷 哲也） 病院老健事務局長 竹郷。

玉城病院、ケアハイツのほうなんですけれども、確かに介護員、看護補助者のほうが人材不足というようなことになっておりまして、募集はかけるんですけれども、なかなか採用には至らないというような形があります。ただ、職員採用になりますと、玉城病院、ケアハイツであっても官公庁、町立の病院ですので、先ほどの総務課、本庁のほうと歩調を合わせてしていきたいと思っております。

また、通告書にありました、三重県の補助があるということで通告があるんですけれども、こちらは三重県外国人介護人材集合研修のことでよろしかったですかね。

ちょっとこちらのほうは、中身を見せていただきましたら、補助団体の対象団体が社会福祉法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、非営利活動法人というような形になっていまして、対象団体が民間の団体ということがありまして、官公庁がここに当てはまらないということですので、なかなかこの補助は使えないなというのがあります。

ただ、近隣の自治体病院もございまして、またそちらの状況も確認しながら考えていきたいと思っております。

以上になります。お願いします。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 通告書の内容で私に不手際がございまして、失礼いたしました。

県で介護技能実習生に100%の補助があるという先ほどの件なんですけれども、町では利用できないということですね。人員が確保できれば介護職を取り合いする必要もなくなると思いますが、民間ですね。町内で介護職の技能実習生受入れをされているところはございますでしょうか。また、受入れを後押しするための、玉城町で技能実習生が障害を感じないようなバリアフリーのまちづくりは可能でしょうか。

○議長（小林 豊） 中西室長。

○地域共生室長（中西扶美代） 地域共生室長 中西。

町内の技能実習生受入れ施設は1か所あります。そちらのほうでは、ベトナム人をお二人採用されております。そこでは、技能実習生が不都合がないようにというので、研修も兼ねてさせていただいているというのは報告をいただいております。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 技能実習生さんがもっとほかの、1か所だけということだったんですけれども、たくさんの施設でも採用されるように後押しをぜひお願いしたいと思います。

就職支援、日本人の就職を行っても人手の足りないところには就職してもらえない状況もあると感じております。県外では、人口の8%が農業系の外国人技能実習生というまちがございました。全国的な人手不足には、外国籍の人の力をお借りする必要が出てまいります。外国にルーツのある人が住みやすい環境をつくることは、子供たちの学びにもつながりますし、識字障害の方の支援も同時にできます。

たかが1%と思わずに、この先必要な施策としてインクルーシブ（包括的）なまちづくりを希望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（小林 豊） 以上で、井上容子議員の質問は終わりました。

前段の南議員への答弁に対して、産業振興課 里中課長より訂正の申出がありますので、発言を許します。

里中課長。

○産業振興課長（里中 和樹） 産業振興課長 里中。

南議員の一般質問の答弁の中で、令和6年4月以降と答弁するべきところを令和4年4月以降と答弁し、誤りがございましたので、訂正し、おわび申し上げます。

以上です。

○議長（小林 豊） それでは、ここで10分間の休憩といたします。

（午前10時18分 休憩）

（午前10時27分 再開）

○議長（小林 豊） 再開します。

〔11番 北 守 議員登壇〕

《11番 北 守 議員》

○議長（小林 豊） 次に、11番 北守議員の質問を許します。

11番 北守議員。

○11番（北 守） 11番 北。

議長の許可をいただきましたので、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

まず1点目、ゼロカーボンシティ宣言後の取組について。

2点目、防災に活用できるEV車・V2Hの補助金の上乗せについて。

3点目、的山・国東山の整備・誘客対策について。

この3点について、今日は質問を進めていきたいと思っております。

まず冒頭に、1月1日に能登半島地震で被災され、お亡くなりになられた方に本当にお悔やみを申し上げたいと思います。また、さらにまだ避難生活を余儀なくされている方にはお見舞い申し上げますので、質問の前にお見舞い申し上げます。

では、まず1点目ですが、ゼロカーボンシティ宣言後の取組について。これについては、地球温暖化ということで、もう既に皆さんは共有しておられるし、肌でも感じておられます。日本でも地球温暖化を感じるような、いわゆる夏場になってくると40度以上の箇所が何か所か出てきたり、さらには、冬は暖冬やったということで、そこら辺は感じておられると思いますが、前の議会で、ちょうど令和4年9月の議会だったと思うんです。私は、実は実効ある玉城町ゼロカーボンシティ宣言について、ちょうど宣言が6月に出されましたので、その当時の9月議会に宣言についての重みというものを質問させていただきました。

その中でご回答いただいたのが何やったかと。会議録もいろいろと顧みましたが、その中で、特にずっと従来からやっている緑のカーテン事業など、これは有効やと思います。そういうことで、住民の皆さんの啓発、それからもう一つは、今そういう自動車、EV車、あるいはハイブリッド車のそういうふうなものを1台購入していきたいと。さらに、まだその時点では、再生可能エネルギー計画というのがまだなかったもので、策定してから具体的な行動を起こしたいと、こういうふうなことだったと思うんですが、それでよろしいですか。だったと思うんです。

それで、特に宣言後は、緑のカーテンといいますとなかなかあれですけども、昔でいいますとすだれとか、それから水打ちとかということで、夏の場合は何度か水をまくと道路の温度が下がって涼しくなる。また、お宮さんの木陰で休む。これ、緑のカーテンもそういう仕組みやと思います。電気をいろいろと使わんでもこういうふうな、日本の文化というのはそういうのがあるんやということで、カーテンはよかったんやないかと思うんですが、宣言を発出とか出していただいた後に、町としましても質問に呼応したとか、単独で蓄電池の補助事業を実施されました。

これについては、具体的には環境の室長のほうでも分かっているかと思いますが、要綱もつくっていただいて、令和4年6月15日告示と、こういうふうになっております。

そこで、町長に、宣言後の町としてどのような取組を今しているのか、また、今後この玉城町としてどういうふうなことが、再生可能エネルギーも含めてカーボンニュートラルの宣言の重みというのをどういうふうな方法で今考えておられるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（小林 豊） 北守議員の質問に対し、答弁を許します。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 北議員から、ゼロカーボンシティ宣言後の取組ということでご質問をいただきました。

ただいま議員の質問の中にもございましたように、玉城町におきましても町の皆さん、事業者の皆さん、玉城町に関わる全ての皆さんと連携・協働しながら、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティ玉城を宣言させていただいた、これが令和4年6月10日でございます。

それまでも、三重県初で国の施策に基づきましてのスクール・ニューディール政策というのに町として取組をいたしまして、町内小・中学校の屋上に最大規模の、全体で200キロワットのソーラーを設置して取り組んできたのが玉城町でございます。

そんな中で、さらにこの宣言に基づいて、玉城町としての考え得ることを一つ一つ進めておるのが今の現状でございます。今後も取り組んでまいります。

具体的な取組の施策ということでございますので、担当のほうから説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小林 豊） 生活環境室 山口室長。

○生活環境室長（山口 成人） 生活環境室長 山口。

まず、議員仰せの今までの取組で緑のカーテンを挙げられておりましたけれども、ほかにも公共施設への太陽光発電装置をはじめ、家庭用の太陽光パネル、こちらも単独のほうで実施もしておりますし、また、企業と連携して、小学生を対象とした環境教育やクールビズ、庁舎としましてはクールビズやウォームビズ、また、防犯灯や街路灯のLED化など、多種多様に及び取り組んでおる状況でございます。

宣言後におきましては、先ほどもおっしゃっていただいていたいました公用車へのEVの導入を1台、それと、家庭用蓄電池のほうの創設、また、あと、再生可能エネルギー計画を作成しておるんですけれども、これは今現状の玉城町の削減目標とかポテンシャル的なところの今の現状把握といったところが主となっております。今後、それにつきましては、地球温暖化実行計画を作成する中で詳細な部分は詰めていかなければならない状況となっております。

また、総務政策のほうで、役場庁舎の脱炭素化としてレジリエンスに取り組んでおり、また、この事業自体が日々、社会の中でいろいろな状況が進歩している状況やと把握しており、今の時点でこれが必ず有効なんやというようなところまでは至っていないような考えを持っております。

また、そういったことも注視しながら、今後新たな施策を検討し、進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小林 豊） 北議員。

○11番（北 守） 個々にいろいろと施策を進めていただいた。いわゆる学校の太陽光パネルを設置したり、役場の上にも設置されておると、こういうことで、LED化とか、あるいは個人向けの蓄電池、それで太陽光とのいうことで、今ご答弁いただいたんですが、これは、玉城町としてはそういう公共のことも含めてやっておられるというこ

とで、玉城町としてはいろんなそういう再生可能エネルギーの計画ができれば、当然、実行計画ができれば分かるんじゃないかと思うんですが、そういう、具体的に玉城町としては再生可能エネルギーを重点に置いた施策を進めるのかどうか、そこら辺が、例えばいろいろとゼロカーボンでするので化石燃料を使わないようなそういう仕組みというものもあるんじゃないかと思うんですが、そういう太陽光自身でやっぱり玉城町は景観を保ちながら進めていくのかどうか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○議長（小林 豊） 山口室長。

○生活環境室長（山口 成人） 生活環境室長 山口。

まず、ポテンシャル的に、玉城町は海もございませんし高い山もない、それによって風力のほうも活用がなかなかできないというような中で、ポテンシャルとしては、玉城町としてあるのは、自然エネルギーのポテンシャルとしては太陽光という結論に至ってくるかと考えております。それで、それに応じた何らかの施策は考えていかなければならないというふうに思っております。

○議長（小林 豊） 北議員。

○11番（北 守） 太陽光ということで、玉城町の場合はそういう特色を生かした、力を生かした方向というのはこれから進めてもらうんじゃないかと。私も有田平野を走っておりますと、農業施設の上にも太陽光がありますよね。ご覧になられた方、ありますよね。農業施設、足が出て。そういう形で玉城町も恐らく考えておられるんじゃないかと思えます。これは思えます。

それから、総務政策課長のほうから、前回、EV車等の購入を買換え時に考えてこやと、こういうふうにおっしゃってみえたんですけども、これについてはもうちょっと早めて、ローテーションを早めて換えていくことは考えていないか、そこをお願いします。

○議長（小林 豊） 総務政策課 中村課長。

○総務政策課長（中村 元紀） 総務政策課長 中村。

今のところそのような、買換え時期に新しいEV車等の導入を考えておるような状況で、前倒しでの計画は今のところございません。

（「計画なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊） 地域づくり推進室 中川室長。

○地域づくり推進室長（中川 泰成） 地域づくり推進室長 中川。

今ほどの中村のご答弁の順次更新をしていくという話の中で、さらに、先般ご説明も申し上げたレジリエンスの計画の中で、今、それこそ山口が先ほど申し上げたとおり、この補助制度がどんどん今変化をしているような状況でございまして、この実施計画の、今度、実施計画を6年度で立てたいというふうに考えておりますが、その中にこういったものも盛り込めないかというような今検討をしておるということでございますので、そういった話がうまく順調に進めば、前倒しまでいかないか分かりませんが、よ

い財源とともに整備ができるということになるかと思しますので、今ちょっと未確定な話で大変申し訳ございませんが、そういう取組も進めておるとのことだけご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（小林 豊） 北議員。

○11番（北 守） 公用車に限って質問したんですが、レジリエンスですね。ちょっと言葉はあれですけども、そういう再生可能エネルギーを利用した補助金を今申請されておられるということをお聞きさせていただきました。

そういうことで、日進月歩変わっております。補助金も変わっております。ということで、そこら辺は、今はないけれどもまた考えていただきたいと。現在進行形のものもあるということで今ご披露願ったんですが、この特に宣言後かなり、実行計画までいくとなると、この間もそういう再生可能エネルギーのパブリックコメントを、2月2日か3日頃まででしたね、あれ、たしか締切りが。公的に意見を取りまとめるの。

すると、これができてくるのが令和6年の初めぐらいにできてくるんですね。いやいや、よろしいです。ええか悪いか、それぐらいの予定ですよと今聞いた。その予定で今やっておられるということで、ぜひ、玉城町の場合は今蓄電池1件5万円、さらには太陽光パネルが1件6万円ということで、再生可能エネルギーのそういう補助金も出しておられるということも聞いておりますんで、ある意味突出しておるわけではないんですが、進めていただきたと思います。

あと一点だけ、三重県にもちょっと聞いたんですが、令和5年から三重県が各市町に、太陽光に対してなんか、ちょっと私も具体的な話までは込み入って聞かなかったんですが、玉城町としても太陽光に対する今の上乗せを、三重県の補助金を使って上乗せをするという、そんなお考えというのはあるんでしょうか。

○議長（小林 豊） 山口室長。

○生活環境室長（山口 成人） 生活環境室長 山口。

今、単独で太陽光発電システムと家庭用蓄電池のほうの補助をさせていただいております。県のほうは昨年に創設、年度の途中で補助金のほうが創設されまして、玉城町といたしましてはこれを活用して、令和6年度から要件に合った太陽光発電の設置と、また、太陽光発電と蓄電池を併せて同時に設置する方に補助金の上乗せをするよう、今、当初予算をお願いをさせていただくところでございます。

以上です。

○議長（小林 豊） 北議員。

○11番（北 守） 細かい数字は別にしまして、太陽光と蓄電池、県の補助も上乗せということであると、結論から言うと、太陽光ですと1件6万プラス県の補助と、こういう考えでよろしいんですか。

○議長（小林 豊） 山口室長。

○生活環境室長（山口 成人） 生活環境室長 山口。

今回、当初予算でお願いをしております、予算委員会のほうでご説明をさせていただこうというふうに考えておったんですけれども、内容といたしましては、まず、太陽光のみの方につきましては、まずFITとかの売電をしない方が対象となります。自家消費の方が対象となって、1キロワット当たり7万円の補助で、県としましては上限10キロなんですけれども、町といたしましては5キロを上限として35万の上乗せ。

また、太陽光と蓄電池を同時に設置する方につきましては、5キロワット上限は同じなんですけれども、太陽光で35万、7万掛ける5キロの35万プラス、蓄電池の設置工事費、これが15万5,000円の工事費の3分の1ということになりますので、合わせて5キロの設置の場合、60万程度の上乗せという流れになってきます。

以上です。

○議長（小林 豊） 北議員。

○11番（北 守） 今、個々に説明していただいたんですけれども、大体、昨日の説明では、副町長の説明では、毎年70棟余り新築住宅があると。これでよかったですか、副町長の説明で。70棟ぐらいあると。ということは、申請件数というのは大体どれぐらいなんでしょうか。

○議長（小林 豊） 山口室長。

○生活環境室長（山口 成人） 生活環境室長 山口。

まず、新築、また既設の住宅に設置される方の把握までは、今、手元の資料はございませんけれども、令和5年度で太陽光発電システムは17件の申請がございます。

また、家庭用蓄電池の補助につきましては、4年度から創設をさせていただき、4年度13件、5年度29件の合わせて41件という状況でございます。

あと、太陽光発電システムに戻りますけれども、これ、今までの補助開始からの類型としましては、補助をさせていただいた件数で484件ということになっております。

以上です。

○議長（小林 豊） 北議員。

○11番（北 守） 詳しいことを今聞かせてもうたんですが、今後、カーボンニュートラルのゼロ宣言について、やっぱり再生可能エネルギー計画ができて、実行計画ができて、そのときにこの今の施策が生きていくような、それから、レジリエンスですね、今の言葉。えらい失礼しました。ということで、刻々そういう国の補助金制度も変わってきますので、ぜひそういう宣言に合ったような取組を進めていっていただきたいと思えます。

続きまして2番目の、2点目の防災に、いわゆるEV車、V2Hの補助金の上乗せについての質問に移っていきたく思います。

まず、さきの質問、カーボンニュートラルとは考え方が逆行すると、そういうことにもなるかと思うんですが、今回の能登半島地震に起因して、既に三重県や玉城町、そ

れから水害のハザードマップを設定して住民に周知していただいているということをご承知だと思っておりますが、田丸地区でも平成29年に大水害がありました。このときに、やっぱり防災に関する意識が急に高まったんじゃないかと思っておりますが、今回の能登地震におきましても、各自治体が今まで想定していなかったようなことが課題として上がってきたわけです。

例えば、移動式のトイレのことが新聞にも出ておりました。これってあまり考えたことはなかったんですけども、全国的にもそういうことに注目をされておる。玉城町の場合も、防災のことで今回の当初予算では、ポータブルトイレ等も含めていろんな課題に対処できるようなものを考えてきたと思っております。

そこで今日は、EV車がV2Hという、そういう機械を通して家庭へ充電できる、いわゆる停電時の対策ですか、ということで提案していきたいと思っておりますが、その前に、国のゼロカーボン政策の中の一つとして、戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化等支援事業というのが環境省から環境に優しい車両ということで出ております。

これにつきまして、町長にお伺いしたいんですが、玉城町において、災害時における停電時、これについての考え方、今、学校におけるニューディールの太陽光ということも上がっておりますんですが、再生可能エネルギーをどのように活用するか、また、どういうふうにするのか、町長自身のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小林 豊） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） スクール・ニューディールのところは、先ほど私のほうからもお話をさせていただきましたけれども、町としてもこの取組を逐一進めておる中で、さらに再生可能エネルギーを活用いたしましたところの、今ご質問の災害発生時の停電対策につきましては、レジリエンス事業によってさらに防災拠点となる役場庁舎に太陽光発電を活用した蓄電池の設置を進めておると、こういうことであります。

また、個人の方につきましても、令和4年度から家庭用蓄電池の設置補助を行っておりまして、さらに設置について推進をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小林 豊） 北議員。

○11番（北 守） 指定避難所がありますよね。その中で、例えば今も町長のほうから、再生可能エネルギー、太陽光をして蓄電池を設置して、役場にも設置していく。今現在、福祉会館、ここに蓄電池があるわけですね。ということは、町としてもそういうふうなことで、太陽光を利用したいいわゆるそういう停電対策というものを主に置きながら考えていくということで町長はおっしゃってみえたんですが、指定避難所についても、例えば二重、三重になってもいいんじゃないかと思っておりますが、今回提案させてもうたように、EV車あるいはプラグインハイブリッド車、これを使う方向というのもやっぱり模索してもらえへんかなということで、最近志摩市が、ある自動車業者さんですけども、防災時に活用できるプラグインハイブリッド車の提携をされておりました。

全国でも、これは新聞に載っておったんで皆把握しておられると思いますが、県とか四日市、桑名、尾鷲、名張、伊勢、津ですね。それで、玉城もそういうふうな方向で、防災にEV車等をハイブリッドも含めて活用していかないかなということ、そこで、これは担当者でもよろしいんですが、そういうふうなお考えがあればお聞きしたいと思います。

○議長（小林 豊） 防災対策室 内山室長。

○防災対策室長（内山 治久） 防災対策室長 内山。

保健福祉会館以外の指定避難所につきましては、停電時の備えとして、現在、発電機を配備しております、本年度はこれに加えて、ソーラー式のポータブル蓄電池を各小学校の避難所に配備する予定となっております。

今後につきましては、停電が長期化した場合に備えて、蓄電池の設置やEV車、プラグインハイブリッド車、V2Hなどを利用した停電対策も検討していきたいと考えております。

○議長（小林 豊） 北議員。

○11番（北 守） では、今の中で、EV車も含めて今後考えていきたいということ、よろしいですね。私の提案は、EV車とV2Hの話を見せてもうたんで、それも今後やってもうて、何重、三重でも四重でもええやないかと思しますので、これはよろしくをお願いします。

V2Hというのはあまり、専門にやってみえる方はよく分かるんですが、V2H（ビークル・トゥー・ホーム）ということで、車とお家とを結ぶ、そういう機械やと。

例えば、説明は私はいまいことようせんけれども、EV車、電気自動車ですね、と家の分電盤をつなぎ、EVに備えた電気を家電に伝える、すなわち、エアコンにも使えます、電灯にも使えます、それから冷蔵庫にも使えますというふうな形で、何か停電があったときにすぐに使えるようなEV車が家があれば使えるんやないかと、こういうふうなことで、V2Hと併せてEV車の普及をお願いしたいと思うわけなんです、そこで、私がどうのこうのと言うよりも、この間の、これは玉城町の出しておる玉城町再生可能エネルギーについてのアンケート調査のお願い、協力をお願いということを12月10日までに出せと。

これはQRコードで読まないけませんので、普通のペンで書くようなものではなかったんですけども、ここにもV2H、これが載っておりましたんで、そこら辺のことはもう行政のほうがよく分かっておるんで、メリットとかデメリットとかあればお聞きしたいと思います。

○議長（小林 豊） 生活環境室 山口室長。

○生活環境室長（山口 成人） 生活環境室長 山口。

さきの計画のアンケートの中で、設問の答えの一つとしてV2Hを選ぶ項目がございました。何に興味がありますかというような中での一つの答えというようなことでござ

います。

まず、V2Hのメリット・デメリットなんですけれども、これはもう一般的に言われとることしかお答えができない状況ですが、メリットといたしましては、家庭電力に活用することで電気代の節約になる。これっていうのは、電気料金が高い時間帯にこれを使うとかいうようなあたりからのメリット。また、災害時、停電時にEVを電源として活用できると。それと、V2HはEV車への充電スピードが通常の充電より速いというメリットがあるかというふうに把握しております。

また、逆にデメリットにつきましては、単体で発電や蓄電ができない。また、初期の投資費用が高額となり、必要と。あと、設置のスペース、メンテナンスも含めたスペースが必要などと認識しております。

以上でございます。

○議長（小林 豊） 北議員。

○11番（北 守） メリット・デメリットということでお聞きしたわけなんです、端的に言いますと、個人については国もいわゆる補助金、今言いましたような補助金が、戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化等支援事業補助金、これは刻々変化する、国の行政も変化するということですが、令和5年3月に、この補助金はゼロカーボンのためにということで設けたんですが、3月の補正で、令和4年で補正やったんですか、それで、5年度から補助金を募集したんです。ところが、その4月でもう全部、全国的ですから、これは4月でもう打ち切りになったという、人気のあるいわゆるものです。

そこで、補助金は国からは当然出るわけです。V2Hなんかは大体時価の半分、75万ぐらいが上限なんかな、と思うんですけれども、それから、さらに工事費は全額出るような、そういう仕組みらしいです。

そこで、これはもう町長に直接補助金ですからお伺いしたいと思いますが、そこへ上乗せを、国に上乗せをしていく、この補助金に対して、そういう今のところ考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小林 豊） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） V2Hにつきましては、今ご認識いただいております、災害時にも有効な手段の一つだというふうに認識をしております。

まずは蓄電池の補助金を単独で実施しております現状でございます、今後のご質問の上乗せにつきましては、周りの状況を見ながら検討していきたいと、こんなふうに思っています。

○議長（小林 豊） 北議員。

○11番（北 守） そういうことで、今の蓄電池を進めていただきたい。

あと、これは余談な話ですけども、今、松阪市とそれから四日市、これは上乗せしていますよね。そこら辺、環境のほうご存じですやろ。知っていますな。そんなことで、これは全体的なものではないけれども、今、町長に答えていただいた範囲で、この範囲

で、ぜひ今後も考えていっていただきたいと、こういうことで、質問は、この2番目の項はとどめます。

続いて、3番目の項に移ります。

3番目については、的山・国東山ルート of 整備・誘客対策についての質問に移りたいと思います。

これについては、私も平成23年でしたか、24年の3月でしたか、ちょっともう12年ぐらい前の話ですので記憶も飛んでいますけれども、質問したことがあったわけです。それで、的山というのは玉城の中で、山の中で、岩出からずっと多気の女鬼までつながつとる。また、岩坂も超えて、それで度会まで行ける。そういうふうな的山というのは魅力があるなということで、それ以来、あの山に何回か登っております。

そこで、はたと気がついたんが、国東と的山を結ぶルートというのがあるんですよ。大体三、四、五キロあるんです。それで、前に質問したときは、ちょうど質問してその後、あのルートを全部整備してもらいたいと思って、今もその整備がそのまま残っています。

そこで、今日はお伺いしたいんが、産業振興課長やったらもちろん何名登つとるかというのはお分かりですやろ。はっきりもう答えてもらわんでもよろしいですけども、もう結構ですけども、例えば土曜・日曜・祝日、これは70名ぐらいが、雨は別として70名ぐらいが登ってきてくれます。常連さんや新しい人も含めて。それから、普通の日ですと30名前後登ってきてくれます。ということは、年間どれだけかというのはトータルしたら分かるんですが。

それで、ここで、何でそんなに宣伝をするのかというのがあるんですけども、玉城町で富士山が見えるのは城山だけじゃないんですよ。城山はたしかに富士見門があつてすばらしい、あそこから見る富士山はすばらしいと思います。そやけれども、的山を登って、富士山だけじゃない、あれから御嶽山が見えますよ。それで、恵那山も見えますよ。それが、天気がよければもちろん南アルプスなんですけど、度会のほうに行くともまた違うよね。ウインドファームがありますから。あのウインドファームのある山なんかかなり絶景ですからよろしいです。玉城にとっては、的山は絶景の場所なんですよ。

そこへ、ご存じのように中腹には鴨神社がありますね。鎮座されていますね。そこへJRさんがやってくるわけ、ツアーを組んで。団体で来てくれますから、そういうことで、撰社末社のいわゆる巡りということで、そのうちの一つになっております。

それで、私は今日ここで町長にお聞きしたいんですが、このようなすばらしい観光資源、例えば国東山を見てもらいますと分かりますように、私が一番最初に聞いたんは、町長のほうから、あの国東の登り口には弘法石がありますよと。それで、その上に、ちょっと行ったところが砥石がありますよと、こういう話を町長から聞いたんです。それで、それと的山とルートを結んで、アスピアは温泉があります。これは立派な観光

ルートじゃないかと思うんですけども、そこら辺の町長のご認識というんですか、それを観光化していくようなお考えというか、継続して、今もしていますけれども、もっと進めるという考えはあるかどうか、そこら辺お伺いしたいと思います。

○議長（小林 豊） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） 的山へ毎日登っておられる北議員さんは、山のこと、玉城の南部山麓のことを十分ご承知でございますが、ご質問にもございましたように、天気の良い日には富士山が見える。そして、斎王さんともゆかりの氷室がある。鴨神社がある。そして、もう一方で、今お話のございましたヤマトタケル伝説の砥石がある。聖徳太子ゆかりの國東寺が戦前まであった。まさに、この玉城町において、南部山麓、地域の皆さん方が守ってくださってきた、これを大切にしていかなければならぬ。これは、ただ単なる観光資源だけではなくに歴史文化資源であると、こういう認識をしておるわけでございます。

今お話にもございましたように、そういった国東山からの山からアスピータ玉城から、あるいは後ろから、そういったところのルートは大変魅力的だと、こんなふうに私自身思っておりますし、多くの方々に発信をして見守っていきたく、こんなふうに思っています。

以上です。

○議長（小林 豊） 北議員。

○11番（北 守） 町長のほうも認識を持っておられるし、町長も何回か登られましたですね。それで、職員さんも、あいにはイノシシが出るとか何とかということもあるけれども、ハイキングも兼ねて何回か登られとる方もたくさんお見えになります。本当に、そういう意味では、的山という山は玉城にとっては山の一つですので、すごく今町長のご答弁のように愛していただけるということで、ボランティアのほうも一生懸命やっておられるようですので、ぜひお願いしたいんですが、あともう一つ、誘客をする方法というのはやっぱりあると思うんですよ。

それで、産業振興課長、褒めるわけではないんで特にあれですけども、課長になられたときに、美和ロック側から南部道路を超えてくるとき、美和ロック側から来るときに大きなのをベンと貼ってくれました。あれがよく分かる。あれがなかったら山神まで行ってしまいうんですよ。山神の集落から、いやいや、こっちなんやとって教えてもうて来ると。そんなこともあったり、それから、農道ですものであまり農作業にあれですけども、頂上のほうももう少しまた手を加えてもらおうと、ジョギングしたりハイキングもあれですけども、何か山岳トレイルというか、何か走る、あそこを何回も往復してという方もおります。それで、毎日国東山のほうまで行ってみえる方もおります。

私は、実は的山というてあまり分かんたんですが、ルーツを探ってみますと、小俣にかつて東浦さんという方で、これ、NHKに出られた方ですので固有名詞を挙げますけれども、もう今お亡くなりになられたんじゃないかと思うんですが、そういう方が朝

熊山を登り、国東も登り、的山も登りということで、かなりそういう、もう何年か、何十年か前の話ですけれども、そういうことを聞きながら的山というのを登っておりました。

それで、ここであまり的山のことをどうのこうのと言うんじやなしに、国東と的山というのは大体4時間ぐらい、呼応しますけれども4時間ぐらいのコースなんですよ。そこで、アグリで買物してもらおう。それで、弘法温泉でお風呂へ入ってもらおう。それで、入って、大体、あれで山神のところから降ろしてもうても一周回って4時間ぐらいのコースなんです。すると、バス会社なんかですとパンフレットを出します。実はここ、この県にはこういう山があつて、ここはハイキングでようけ来ますよという案内をしてくれるんですわ。そういう手法もやっぱり使ってほしいなと思います。すると、団体で1台、2台車で来てもうたら、30人、40人来られますよね。それがええか悪いかは別に、アグリも潤うし温泉も潤うんやないかということ。そこら辺の考えはどうでしょうか。

○議長(小林 豊) 産業振興課 里中課長。

○産業振興課長(里中 和樹) 産業振興課長 里中。

今ほど北議員さんがおっしゃられる的山・国東のどういうPRをしとるかということであるんですけれども、現在も観光協会を通じまして、田丸城跡の桜のシーズンとか、セットで冬のライトアップ、それぞれ伊勢神宮の初もうでなんかと併せて、旅行業者が加盟されている協会、日本旅行業協会、それとあと全国旅行業協会というのがありまして、ここにはそのシーズンに合わせて玉城町のPRをしていまして、さらに、そこでうちのPRを見た結果、バスで玉城町を訪れた会社も何台かありますので、今後はそのツアーの中に先ほど言うてもうた山も含めてPRしていきたいと思っております。

以上です。

○議長(小林 豊) 北議員。

○11番(北 守) 水辺の楽校もかなり人気が出てきまして、それに次ぐんか分かりませんが、的山、さらには有田のほうではビオトープもありますんで、観光に力を入れようと思ったらかなり町内でもできるんやないかと。それで、今言うたようにそういうふうなことで、観光協会からチラシ、パンフレットが出ています。

それで、この間も、身内の中の話で悪いんですが、例えば観光協会さんももう少しSNSとかドローンを飛ばしてとか、それからユーチューブに流してとか、そういう手法というのを考えてもええんやないかと思うんですけれども、そういう考えってないんですか。

○議長(小林 豊) 産業振興課 里中課長。

○産業振興課長(里中 和樹) 産業振興課長 里中。

実際、観光協会が先ほどの紙媒体のパンフレット以外にも、実際、観光協会のホームページの中にはブログで記事というのが書けたりするんですけれども、そういうもので

あつたりとか、あと、伊勢志摩観光コンベンションさんの観光ナビというところにもしっかり上げさせてもらっていますし、あと、また三重県観光連盟の観光三重というホームページなんかも、ブログのような記事を書いて国東山のことを語ってもらっています。

また、登山情報サイトというのが、有名なものが幾つかあると思うんですが、そちらのほうにも直接国東、的山のルートを載せてほしいということで、幾つか実際登録してもらって、その登録したサイトを見て、またそこへ皆さんが記事を書いていくような手法が回っていると思っていますもので、また、今後は北議員の言うような体験的なユーザーチューブなんかも載せられるようであれば考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（小林 豊） 北議員。

○11番（北 守） そういうことで、結論的にはそういうこと。

一つだけご披露させていただきますが、先日も、これは玉城町以外の方で、アグリの方へチラシを置いてもうてあるんです。あのチラシを見て「あれ、玉城でこんな、富士山が見えるん」ということで、毎日登られた方がおたと。見えてからはちょっとお見えにならんようやけれども、それだけ富士山というのは、度会へ行けば見えるんでしょうが、そういう魅力というのがやっぱりあるんやないかなと。それで、シルエットで見る、そういうすばらしいものというのはあるんじゃないかと思えます。

お年寄りの場合は車で送迎してあげてくれたら一番ありがたいんですが、そんなことを何のかんのか言うていますけれども、ぜひ観光のほうでもいろんなそういうPR、それから、この間も熊野古道の六地藏でしたか、あのハラノ地藏からのを含めて、女鬼まで行けるんですから、そんなことも含めてぜひ観光ルートの開発をお願いして、私の質問を終わります。

○議長（小林 豊） 以上で、北守議員の質問は終わりました。

ここで10分間休憩とします。

(午前11時17分 休憩)

(午前11時26分 再開)

○議長（小林 豊） 再開します。

〔1番 坂本 稔記 議員登壇〕

《1番 坂本 稔記 議員》

○議長（小林 豊） 次に、1番 坂本稔記議員の質問を許します。

1番 坂本稔記議員。

○1番（坂本 稔記） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い、

一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

私からの質問は、災害発生時の生活用水の確保について、防災の三助（自助・共助・公助）についての以上2点であります。

それでは、早速ですが質問をさせていただきます。

まずは、災害発生時の飲料水・生活用水の確保についてであります。

1月1日に発生した令和6年能登半島地震では、能登半島地域の広範囲にわたり震度6強を観測、場所によっては最大震度7を観測するところもあり、地震による家屋倒壊や土砂災害、津波等により死者が200人を超えるなど甚大な被害が発生をいたしました。

この地震の影響で、約1か月経過した1月31日時点でも、当該地域において4万戸以上に水道水が届いていないとの新聞記事も拝見いたしました。また、同様に、飲用以外に必要な生活用水の確保についても苦慮されているようです。今後発災が予想される南海トラフ地震においては、当町でも最大震度6程度が予想され、その規模の大きさから、同程度またはそれ以上の被害を懸念します。このような災害がいつ発災するか分からない状況の中で、備えの一つとして、飲料水・生活用水の確保は喫緊の課題の一つと考えております。

これらを踏まえ、当町の飲料水・生活用水の確保に対する備えをいま一度再検討し、必要があれば逐次アップデートしていく必要があると考えておりますが、この点について、行政としてのお考えをお伺いいたします。

○議長（小林 豊） 坂本稔記議員の質問に対し、答弁を許します。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 坂本議員から、災害発生時の飲料水・生活用水確保ということでご質問をいただきました。

今、質問の中にございましたように、能登半島地震の地域では、大変発災後の水不足で苦勞なさっておられる状況を伺っておりますし見ております。そんな中で、水の確保というのは最優先に考えていかなきゃならんと。まずは、他の備えもありますけれども、備えの一番に考えていくことが重要だと、こんなふうに認識をしておるわけでございます。

まず、水のことですと申し上げますと、日頃から町の皆さん方に何をお願いしとるのかということですが、まず、家庭の人数分の3日分をペットボトルで、1人1日3リットル、これを蓄えておいていただきたいなど、こういうお願いをしております。ご承知のように、災害によって断水というふうなことがありますして、大変混乱をするということが予想されるわけですから、平時から今申し上げましたようにご家庭で最低限の飲料水の確保をまずはしてほしいということでもあります。

それからまた、ご質問の中にもありましたように、アップデートをしていくところを、今のこの能登を受けて、今回の6年度の予算にも計上しておりますけれども、それぞれの備えを急いでいきたい、こんなふうな考え方でおります。具体的に一つ一つ

チェックして見直しをしていきたい、これを急いでいきたいと、こういう考え方でございます。

以上です。

○議長（小林 豊） 坂本議員。

○1番（坂本 稔記） 町長から、飲料水の確保について、逐次アップデートしていくとあったところと、最優先の項目として考えられているというところをいただきました。私の考えと一致したところで、安心しております。

続きまして、それでは、当町の水源地、配水池、取水地、水道管やその他の上下水道施設の耐震化の状況及び今後の耐震化の計画、また、それらの施設が被災した場合のバックアップ機能の有無についてお答えください。

○議長（小林 豊） 上下水道課 山本課長。

○上下水道課長（山本 陽二） 上下水道課 山本。

議員ご質問の当町の水源地、配水池、取水地、水道管やその他上下水道施設の耐震化の状況につきましては、まず、水道管の耐震化の状況につきまして申し上げたいと思います。

水道管におけるその重要性ごとで種類がございまして、申し上げますと、基幹管路、それと重要管路、それと配水枝管というふうな区別をしております。

まず、基幹管路としましては、宮古から中角地内における南部農道で新しく2,220メートルの延長の耐震施工をしておるところです。今後の耐震化計画としましては、重要施設から耐用年数40年を超過した基幹管路並びに重要管路、配水枝管を中心に更新を図っていきますが、多大な費用がかかるため、中長期的な経営見通しを見定め、更新に当たる必要がございます。

なお、ご質問にございました、施設が被災した際のバックアップ機能、構想を含めたというところなんですけれども、水源地というところのご回答でよろしいでしょうか。重要施設である水源地が事故、被災した場合は、他水道事業との応援用連絡管によるバックアップ機能の検討となりますが、相手があることですので、今後調整を図らなければならぬと考えております。

○議長（小林 豊） 坂本議員。

○1番（坂本 稔記） 耐震化の計画と実績については、計画的に予算の中でやられているというところで確認をさせていただきました。バックアップの内容についても確認をしました。

それでは、当町においては水源地がどうしても1か所しかないというところで、大仏山配水池のほうに南勢水道の受水点がありますけれども、基本的には1か所と考えております。この1か所の水源地を守るためには、耐震化、あとは、もし停電時などに電源が供給されないということもあり得ると思います。

ここで言っている、私が今からお話をする電源というのは、電線から配電盤に入る電

気のことを指します。この電源を2系統にしてはどうかというふうに考えているんですが、これは新しい庁舎とかを建設するときには、今選択されている一つの方法であるんですけども、異なる地域の2つの電線から電気を供給することで、例えば1か所が停電に見舞われたとしてももう片方の地域から電源が供給できると。これにより、災害であるとか、または落雷等の停電においても水源地の稼働を守ることができるんじゃないかと考えております。この辺について、どうお考えでしょうか。

○議長（小林 豊） 山本課長。

○上下水道課長（山本 陽二） 上下水道課 山本。

先ほどの2系統電源化の提案なんですけれども、現在、山岡水源地におきましては、非常用発電機を装備しております。2系統化の電源化については考えてはおりません。

○議長（小林 豊） 坂本議員。

○1番（坂本 稔記） 2系統の電源化については考えていないということで、それでは、事前にお配りした資料1ページ目をご覧ください。

この資料は、当町が作成した総合防災マップの中にある液状化ハザードマップというものを抜粋したものです。この資料の中の右側中段辺りに、点々の丸で囲まれた、その中央に黄色い点があるのが確認できると思いますが、この位置がおおむね当町の水源地の位置となります。

この地域をよく見てみると赤く塗られていて、この赤が何を意味するかというところは、左側上段の赤で囲われた凡例のところを見ていただくと、液状化危険度予測というので可能性が高いというふうに記載をされております。

以上のことから、現状、当町の水源地の非常用発電機の稼働時間については11時間程度と認識しております。ただ、11時間稼働した時点でもうこれ止まってしまうというのが現状で、さて、じゃここに、次、軽油の燃料を持っていくときに、液状化している可能性が高いところはどうやって軽油を持っていくのかというところを考えなくてはいけないと思っています。

その点について、11時間ではなくて、72時間程度の運用ができるようなタンクであるとか施設の建設を考えてみてはどうかと考えておりますが、どうでしょうか。

○議長（小林 豊） 山本課長。

○上下水道課長（山本 陽二） 上下水道課 山本。

水源地における非常用発電機の燃料につきましては軽油であって、11時間運転可能、そのタンクの容量につきましては950リットルと。72時間で仮に運用をしようと思いますと、6,120リットルの備蓄が必要となります。軽油につきましても、消防法で1,000リッターを超えるものにつきましては危険物ということ。あと、耐火構造というふうな保管規制等がございます。そういったことで、なかなか72時間での運用を考えていくということは非常に困難と考えております。

○議長（小林 豊） 坂本議員。

○1番（坂本 稔記） 危険物の取扱いの関係の法令では、そういった法令の中で72時間運用というのは現実的ではないというのを伺いました。

それでは、次の資料になるんですが、資料2ページをご覧ください。

非常用発電機を使つてのバックアップが11時間で終わってしまう可能性があることを考えると、ほかの給水手段というのを選択しなければならないと考えております。

この2ページ目に記載されているのは、当町に関連する南勢水道施設をまとめて、簡略化して記載したものです。

概要を説明しますと、南勢水道というのは櫛田川の津留取水点から水を取水いたしまして、多気浄水場に送ります。多気浄水場で所要の飲めるようになるような、飲み水に適したようになるように浄水の過程を経て、多気調整池のほうに送られます。多気調整池から当町の大仏山配水池まで配水されるという形になっています。

これ、多気浄水場については、大規模災害時における地方公共団体の業務継続の手引きというのが平成28年の2月に内閣府から出ています。この手引きを参考に、72時間は外部からの供給なしで非常用電源を稼働可能とする措置が望ましいというところを参考にして、現状は20時間から24時間の非常用発電機の運用となっていますが、令和7年11月までに72時間の非常用発電機による運用を目指して、今、入札が終わっている状態です。したがって、当町の大仏山配水池においては、発災後も浄水経路に問題がなければ多気浄水場からの配水は72時間見込めるということになります。

この大仏山配水池まで、72時間は水が来るわけです。この水をどう利用するか、飲める水をどう利用するかと考えたときに、例えば給水車であるとか、その他このような、今図に記載されていますが、小さなタンク等を活用して給水することは可能なんだよなと考えております。

ちなみに、大仏山配水池の取水量なんですけど、次の3ページをご覧ください。1日の計画受水量は、1日500立方メートルと今なっています。500立方メートルというのは、リッター換算すると50万リットルになります。50万リットルは、1日に成人が必要な飲料水を3リットルと仮定すると16万人分と。この量というのが、現実的にこの量を運べるかというのは置いておいて、ここを活用することができれば多くの方の飲み水というのが確保できるんじゃないかなと考えています。

右の図を見ていただくと、500立方メートルというのはどのぐらいの水なのかなんですけれども、想像していただくのに簡単なのは、25メートルプール1杯分より少し少ないぐらい、この量が500立方メートルというふうに考えています。

それでは、次の提案なんですけど、資料5ページ、6ページをご覧ください。

5ページ目については、先ほど紹介した液状化ハザードマップになっています。6ページ目については、洪水浸水ハザードマップになります。

先ほどお示しした当町の水源地を確認していただくと、やはり浸水の可能性が高い地域にあって、大きな災害の際は5メートル程度の浸水が見込まれる地域となっております。

す。こういった観点から、今すぐにというわけにはいきませんが、中長期的な目線から、やはり水源をもう1か所どこか、液状化しにくかったり浸水の影響を受けなかったりするようなどに考える必要があるのではないかと考えておりますが、お考えをお聞かせください。

○議長（小林 豊） 山本課長。

○上下水道課長（山本 陽二） 上下水道課 山本。

水源1か所、かつ液状化の影響や浸水の可能性も否定はできません。水源の2系統化のご提案ということで受け止めまして、山岡水源地、こちらの自己水源を保つことも当然ながら必要ですが、もう一つの水源を備えることも、防災上も非常に重要なことと考えております。

○議長（小林 豊） 坂本議員。

○1番（坂本 稔記） もう一つの水源を考えるという点においては、重要という答弁をいただきました。

すごく費用のかかることで、費用と期間とマンパワーですね、かかることですので、町行政の予算に合わせて、必要とあれば計画していただければと思います。

続きまして、当町の指定避難所であるとか、玉城病院、役場、その他町の管理する施設において、飲料水、生活用水の確保状況、または代替手段についてお答えください。

○議長（小林 豊） 防災対策室 内山室長。

○防災対策室長（内山 治久） 防災対策室長 内山。

当町の指定避難所の飲料水の備蓄状況をご説明いたします。

各指定避難所の防災倉庫に、合計1万7,472リットル、ペットボトルにして2万3,248本、現在備蓄しております。

公共施設におきましては、玉城病院に地上式の受水槽20トン、ケアハウス玉城に10トンのものを保有しております。また、備蓄用の飲料水ペットボトルは両施設合わせまして1,230リットル、ペットボトルで1,140本確保しております。

役場本庁につきましては、業務継続計画に基づきまして業務遂行に必要な物資の確保をしており、飲料水につきましては3日分の624リットル、1,248本を備蓄しております。

その他、山岡水源地に飲料水ペットボトルを2,316リットル、4,632本備蓄しております。

以上のとおり、町でも一定の備蓄はしておるんですけども、町の備蓄だけではやはり十分ではございませんので、先ほど町長が申し上げましたように、各ご家庭におきましても平時から1人3日分の水、食料を備蓄していただき、災害時に備えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小林 豊） 坂本議員。

○1番（坂本 稔記） ご答弁いただき、ありがとうございます。

私が考えていたように、たくさんの方が水が備蓄されているというところで認識をいたしました。

それでは、資料7ページをご覧ください。

こちらでも当町の総合防災マップに記載されている、過去最大クラスの地震が起きた場合の玉城町の被害想定になります。

中段の赤の点々で囲った部分をご確認ください。ここには避難者の数が書いてあります。避難者数については、発災1日後、約1,100人、うち避難所外避難をされる方が400名。1か月後においては、約5,600の方が避難されていて、うち避難所外避難者、ご自宅等で避難される方が3,900名と記載されております。

これは何を表すかという、1か月後の避難所に避難されている方を導き出すことができるかと考えているんですが、すなわち、1か月後の避難所に避難される方は、総避難者の5,600人から避難所外避難者3,900人を除いたもの、1,700人程度と認識します。

次の資料8ページをご覧ください。

これは玉城町の地域防災計画資料編の中にある飲料水の備蓄状況を抜粋したものです。先ほど室長から答弁のあったものとは少し量的には違うという認識を今受けているんですけども、避難所に避難する方というのは自分の水を備蓄することができませんよね。ご自宅に備蓄したお水を持って避難所に行けるかという、それは定かではないです。というところで、ちょっと計算をしてみました。

避難所に避難する方というのは1,700人程度。この方々が1日3リットルの飲料水を必要とすると、1万5,300リットル。当町のペットボトルという観点において飲料水を確保している量としては、十分な量を確保しているのかなというふうに認識をしておるんですが、もし今回の能登半島地震のような大きな地震が発災した場合に、1か月程度の断水があった場合、この1,700の方々が1日3リットルの水を必要とするならば15万3,000リットルの水が必要になります。

ペットボトルの飲みやすい水で、手元に届きやすいような水でこの15万3,000リットルという水を備蓄するというのは、ちょっと正直現実的ではないと思っていて、玉城病院のタンクであるとか、そういったものを活用する必要があると思っています。

次のページ、9ページをご覧ください。

ここに、これ、紹介しているものは、緊急貯水槽であるとか耐震性緊急貯水槽、震災対策用緊急貯水槽とか、いろいろな名前がつけられているものなんですが、要は地震とか災害のときに水道水による水の供給ができなくなったときに、こういったものを活用してというふうになります。

平常時には貯水槽が水道管の通水道の一部となっていて、常に新しい水が入ってきて、古い水が出ていくと。この中の水というのはどんどん入れ替わっていくと。大きな災害があつて管路内の水圧が低下した場合には、緊急遮断弁というものが作動して、水道管との直接的なつながりを遮断します。この状態で、水をタンクの中に確保すると。すご

く大きな容量もあれば中程度のもの、とても小さな家庭用のものまで、いろんな種類のものがあります。

こういったものを、例えば指定避難所とされるようなところに大きなものを町として検討していただく。集会所等のコミュニティーの中心になるような場所には、中容量のものを各自治会ごと検討していただいて、要すれば玉城町の自主防災推進事業補助金等を要綱として上げていただくと。各町民のご家庭には小量のを各人ごと検討していただいて、これについても可能であれば補助金をご検討いただきたいと、そういうふうを考えております。この点について、どうお考えでしょうか。

○議長（小林 豊） 内山室長。

○防災対策室長（内山 治久） 防災対策室長 内山。

坂本議員ご提案の緊急貯水槽などなんですが、これにつきましては相当な事業費がかかることが予想されております。今後、全国の先行事例等を参考に調査して、上下水道課と共に協議検討していきたいと考えております。

また、集会所や個人につきましても、どれぐらいの事業費がかかるのかということも現在把握しておりませんので、今後調査の上、検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小林 豊） 坂本議員。

○1番（坂本 稔記） 検討していただくということと、あとは町民の皆様にご覧いただきながら、あつちの町にこういうものがあるというのが紹介できて、私としては十分な効果があるのかなというふうに思っております。

飲料水についてはここまでとして、続いて……

○議長（小林 豊） 田間副町長。

○副町長（田間 宏紀） 飲料水の関係で、ちょっと私のほうから補足をさせていただきたいと思っております。

まずもって、南勢水道につきましては、玉城町におきまして、昭和のたしか終わりの頃だったと思っております。どうするんだという中で、玉城町につきましては今お話のとおり山岡の水源1か所というふうなことから、第2水源というふうな考え方の下に、南勢水道をもって161トンの貯水槽、そしてまた2種の契約をいたしたところでございます。

それともう一点、今、配水池というのがございます。これは岩出の配水池。これにつきましては2棟ありまして、合わせて4,000立方メートル。そしてまた、山神の配水池、タンクでございます。これにつきましても、2棟合わせて1,060立方メートルというふうなことで、これらを合わせると相当の量になるかと思っております。

これらタンクにつきましては、緊急遮断弁を装備しておりまして、何か地震があったときには遮断し、それが供給に使えるような措置をいたしておるところでございます。

以上です。

（「ちょっと休憩いいですか」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊） 暫時休憩します。

（午前11時57分 休憩）

（午前11時59分 再開）

○議長（小林 豊） 再開します。

坂本議員。

○1番（坂本 稔記） それでは、飲料水の確保については、配水池を利用して緊急時に使っていただく備えがあるという認識をさせていただきました。

飲料水についてはここまでで終わらせていただきます。

続いて、生活用水について、少し紹介と質問をさせていただきます。

資料10ページをご覧ください。

こちらは農業用水の防災利用・活用というところで、大阪府と大阪市、あと、その地域の土地改良区さんのほうで協定を結ばれているものになります。

具体的には、大規模災害時に農業用水を消火用水や断水が長引いたときの生活雑用水として活用するというふうに記載されておりまして、当町においても宮川用水さんであるとかとの協定を、近隣の自治体と協議をした上で結んでいただいたらどうかなというふうに思っております。

続いて、次、11ページをご覧ください。

こちらは防災井戸についての資料をまとめたものになります。

過去の答弁では、当町としては、防災井戸について積極的な関与というのがなかなかなかったのかなというふうに思っておるんですが、やはりこの能登半島地震を受けて、アップデートや再検討していただけるという発言もありましたので、紹介をさせていただきます。

これ、伊勢市さんのほうで災害用井戸というのを登録しておりまして、主に広報での呼びかけで、市民の善意によって、令和5年9月6日現在、271か所の防災井戸というのが登録されているようです。

この防災井戸というのは、飲料には適さないというのを前提の上で、グーグルマップであるとか伊勢市さんの中のホームページにおいて、ここにこういう形式の井戸がありますというふうな紹介がされております。

生活水の確保という中で、農業用水の使用であるとか災害用井戸についての考えをお伺いします。

○議長（小林 豊） 内山室長。

○防災対策室長（内山 治久） 防災対策室長 内山。

まず、生活用水として農業用水を利用できないかというところなんですけど、玉城町におきましては、やっぱり農業用水につきましては住民の身近な存在でございまして、災害時の水源として非常に有効なものということは考えられます。

大規模災害時に限りまして、農業用水を消火用水や生活用水として利用できるように、

関係土地改良区や関係市町と今後協議をしていけたらと考えております。

また、防災井戸につきましては、過去の議会でのご質問でもいただいておりますけれども、やはり町といたしましては、地域の自助・共助の取組として、自治区または自主防災組織の管理の下で防災井戸を利用させていただきたいと考えております。

実際に、自主防災組織で取り組まれている地区も現在ございます。以前の議会の答弁の中では、防災組織でない自治区が取組をされているということがあったんですけれども、現状の自主防災組織の中で2地区が取決めをされておるという実態もございますので、今後もそのようにお願いしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小林 豊） 坂本議員。

○1番（坂本 稔記） 農業用水について前向きに検討していただくところで、ご理解いただき、ありがとうございます。

また、防災井戸についても、必要の都度、また再検討という形をアップデートしていただければいいのかなというふうに思っております。

資料12ページをちょっとご覧ください。

この資料は、当町が持っている浄水器の、エンジン式浄水器の取扱い説明書を抜粋したものです。この中に書いてあることというのは、こういった水だったら非常時の飲料には使えますよというような記載がされています。どうしても農業用水であるとか防災用井戸、災害用井戸、井戸水というのは、地震の影響を受けたりとかして、浄水器にかけても飲み水に適さないのではないかという懸念が多分あると思うんですね。

そういった中で、生活用水の確保の一つの手段として、農業用水をこちらの機械で浄水して、飲用に抵抗があるとしても手洗いであるとか食器の洗浄、洗濯とか、そういった用途で活用していただけたらなというふうに私は思っております。

以上で、災害発生時の飲料水、生活用水の確保についての質問を終わりますが、これらの質問を総じて、町長より所見をいただけたらと思います。

○議長（小林 豊） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） あらゆる町の資源を活用する。今、質問にもありましたように、これがあるからそれで終わりということではなくて、次に備えてどうしていくのか、それが枯渇したらどうするのか、いわゆるバックアップを考えていかないと、災害は今も、能登でもそうですけれども、二月も三月もこれからはなかなか厳しい状況だと、こういうことでありますから、そういう観点で、例えば水源でありますと、玉城町には堀がある、それぞれ小学校にプールがある、水源として確保できるというふうなところ。

そして、浄水器も設置はしておりますけれども、具体的にそれをどう活用して生かせるんかというふうなこともやっぱり改めてチェックをしていきたいと、こんなふうに思っておるわけでございます。

いろいろご提言をいただきましてありがとうございます。参考にさせていただいた

いと思います。

○議長（小林 豊） 坂本議員。

○1番（坂本 稔記） 町長、ありがとうございます。

今回、私が提案したものというのは、当町の財政状況であるとか実行に伴わんなというのを何も考慮しない、独りよがりの提案なんですよね。これはやっぱり当町の特性や財政状況を踏まえて、必要なものを、あくまでも参考として捉えていただきたい。こういったものがあるというのを町民の皆さんにもご理解いただけたらというふうに思っております。

冒頭に町長がおっしゃっておいりましたね。最低限の水の確保というのは各町民で、これはやっぱり皆さんにご理解いただかないといけないことだと思います。私のこの今回の質問が、その最低限の水の確保につながればというふうに思っております。

続いて、次の質問へ移らせていただきます。

防災の三助（自助・共助・公助）についてでございます。

現在想定されている南海トラフ地震のような、広い地域において同時に大規模災害が発生した場合には、公助の限界についての懸念が指摘されております。

過去の大震災の資料を見ると、約7割弱が家族を含む自助による救出、そして約3割が隣人等の共助による救出とされており、公助とされる救助隊、消防や警察、自衛隊等による救出は数%にすぎなかったという資料も確認しております。

今後は、さらなる人口減少や地域の高齢化が進むことが予想される中で、災害を他人事ではなく自分事として捉え、町民のさらなる自助と共助の意識改革、そして、平時における行政の公助の備えが重要であると考えております。

これらを踏まえて、災害発生時の自助・共助・公助の重要性とその在り方について、町長のお考えをお伺いします。

○議長（小林 豊） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） 坂本議員が今おっしゃったとおり、全く同感でございます。しかし、現実はどうか。現実には、その自助・共助、公助もですけれども、見直しをしなけりゃいかんわけですけれども、他人事と、こういうふうな意識があります。あるいはまた、月日がたちますと忘れてしまうという。そして、人の心理といいますか、バイアスということ言うておりますけれども、自分は大丈夫だという意識があります。

そんな中で、やはり改めて、こうした能登の地震を受けて、自治体としてどうしていくのかというふうなことと併せて、自分で自分の命を守ること、そして隣同士が助け合うこと、そういうことをもう一度地域の皆さん方、町の皆さん方にもお願いをしていくということが要るな、これを急いでいかなけりゃいかんなと思っております。

幸いにしまして、小学校4校区、それぞれ4校区ごとの自治区の皆さん方が主体になった避難所運営マニュアルが、ここ二、三年、それぞれの校区ごとに区長さん方に4回、5回集まっていたいただいて、三重大学の川口先生にもアドバイスしていただきながら、

そういうマニュアルは作っていただいておりますけれども、さらにそれを校区内で、あるいはそれぞれの60自治区がありますけれども、その自治区の中でも意識をしていただきたいなど、こんなふうに思っています。

共助・公助のお話、この間の門前町、輪島へ派遣をいたしました管理職からの報告によりまして、共助によって3人の方を救出することができたと、こういうふうな報告も受けておりますし、そういった地域の中での活動。役場職員は命令によることなく、震度5強であれば出勤しなければならない、防災対策本部へ詰めなければならない、こういうルールになっておるわけでございますけれども、現状は、自治体職員も被災をしておる、被害を被っておると、こういうふうなことでありますから、何よりも地域の皆さん方同士の助け合いを改めて急いでいきたいと、こんなふうに思っております。

以上です。

○議長（小林 豊） 坂本議員。

○1番（坂本 稔記） 町長、ご答弁ありがとうございます。

自助・共助・公助の重要性についてお答えをいただきました。

それでは、災害発生時の自助と共助、その機能が最大限発揮されるために行政として現在推進している補助事業等がありましたら、その実績と併せてお答えください。

○議長（小林 豊） 内山室長。

○防災対策室長（内山 治久） 防災対策室長 内山。

町の防災に対する補助事業のご説明をさせていただきます。

まず、防災用資機材や備蓄食料などの購入に対しまして、自主防災組織、または自治区を対象に補助を行っております。

自主防災組織につきましては、結成後3年間に限り、資機材購入補助金の上乗せや備蓄食料の購入、活動運営に対する補助を行っております。

また、そのほか、総務政策課の所管といたしましては、地震発生時の家具の転倒などの被害防止をするために家具転倒防止事業を実施しておりまして、1世帯につき家具3品までの器具取付け作業代、転倒防止器具代のほうを町で補助を行っております。

実績といたしましては、自主防災推進補助金につきましては、2月末現在ですが19地区延べ38件、金額にして284万9,900円の補助金を交付しております。また、家具転倒防止事業につきましては、前年度の3倍の21件の申請を現在いただいております。

令和6年度からは補助の要件を緩和いたしまして、これまでありました年齢要件をなくしまして、今後より多くのご家庭にこの事業を実施していただけるように考えております。

以上です。

○議長（小林 豊） 建設課 平生課長。

○建設課長（平生 公一） 建設課長 平生。

建設課からは、建設課が所管する補助事業の内容、また実績について答弁させていた

だきたいと思います。

緊急性の高い木造住宅について、無料耐震診断及び耐震設計及び工事に対して補助金、また、それ以外にも空き家の解体やブロック塀等の除去に補助制度がございます。

こちらの実績につきましてですけれども、令和5年で木造住宅の無料耐震診断の件数が20件、これを受けて、同じく木造住宅の耐震設計、また改修工事に着手したのがうち1件です。

空き家の解体工事につきましての実績は15件、ブロック塀の除却については9件という実績がございました。

このように、耐震診断の件数に対しまして、実際改修に踏み切るケースが5%程度と随分少のうございます。これが現在建設課としても課題と位置づけておるところで、6年度以降はこちらの課題解決に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小林 豊） 坂本議員。

○1番（坂本 稔記） 現在、当町で行われている補助事業等について確認をさせていただきました。

例えば、木造家屋の耐震強度の診断ですとか、これは診断を受けることで自分のご自宅がどういう状況になるか、どういう状況にあるかという確認ができるんですね。それだけでも、そこに住まわれている住人の方にはとても効果のあるもので、防災上すばらしいという言い方はあれかもしれませんが、施策かと思っています。

それから、自主防災組織に対する補助事業というのもとても大切なことで、こういった補助をすることで自助や共助の意識を高めることに直接つながっていくのかなというふうに思っています。

一つちょっと残念なことがあるんですが、今年度の補正予算においてこういった各種の補助事業が減額されていますよね。これは、こんなすばらしい事業をされているのに、最後まで予算が使い切れなかった、申請が足りなかったことを意味しているんですよ。

この補助事業を活用するということは、町民にとってはすごくプラスなことなんですけれども、例えばPRの方法であるとか周知の方法をもう少し強化していただいて、この補助事業が、もう5年は足りません、また来年度とか、補正予算で追加をしますとか、そういった方向性で持って行っていただけたらいいのかなというふうに思っています。

それでは、次の質問です。

災害発生時に公助として住民を支えるために、現在、行政として準備している事業ですね。ソフト面であったりハード面であったりというのがあると思いますが、これについて何かありましたらご回答をお願いいたします。

○議長（小林 豊） 内山室長。

○防災対策室長（内山 治久） 防災対策室長 内山。

行政として今後の準備していることにつきましてご説明させていただきます。

このたびの能登半島地震におきまして、当町から石川県輪島市へ派遣した職員の報告によりますと、避難所の運営は行政ではなく避難してきた住民の方が中心になって行われていたそうです。

先ほど町長が申し上げましたが、玉城町では令和2年度から5年度にかけて、各自治区の区長さんや自主防災組織の代表の方にご協力をいただき、小学校区単位の避難所開設運営マニュアルを作成してまいりました。

避難所を開設・運営するのは本来は行政の役割なのですが、大規模災害が発生すると行政自体も被災し、行政機能の低下や応急対策の実施など地域への対応が遅れた場合は、避難所の開設・運営は避難してきた住民の方にさせていただくことが想定されます。

このことから、令和6年度はこのマニュアルに基づきまして、各小学校区ごとの訓練を実施していきたいと考えております。

その他、総合防災マップ作成後5年経過しておりますので、6年度はハザードマップの情報を最新のものに更新して、完成後、各ご家庭に配布したいと考えております。

また、備品といたしまして、災害対策用ドローンや救助用ボートなどの整備や、あと、自治区集会所の耐震診断事業に係る補助金を創設して、防災・減災対策を図っていききたいと考えております。

以上です。

○議長（小林 豊） 平生課長。

○建設課長（平生 公一） 建設課長 平生。

ハード面での取組ということで、建設課の取組についても紹介させていただきたいと思っております。

緊急自然災害防止対策事業、起債を充てて、平成29年の台風21号、こちらの外城田川氾濫において発生した床上浸水の減少を目的とした治水整備を継続して実施しております。氾濫被害が発生した箇所における流下能力の向上対策、また堤防のかさ上げ、洪水の逆流対策などもこの事業で行う予定でございます。

また、産業振興課の取組についても紹介させていただきますと、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に係る特別措置法に基づく取組、こちらの事業で県営の事業になるんですけれども、決壊によって周辺区域に人的被害が及ぶおそれのある農業用ため池、こちらが対象になります。こちらの状況把握をして、堤体のひび割れであるとか沈下、また膨らみやら漏水、あと余水吐等の取水施設等の劣化状況の評価、また、地震や豪雨対策評価をもって防災対策を検討、また県のほうで設計を行い、現在、県営事業で実施をしております。

具体的な工法といたしましては、ため池の堤体の改修であるとか、あと堤体の補強、また余水吐等の取水施設の改修、また、さらにはため池自体の廃止というのもこの事業のほうで取り組んでおります。

以上です。

○議長（小林 豊） 坂本議員。

○1番（坂本 稔記） ソフト面・ハード面で、過去の教訓に基づいてしっかりと対応していただいているというところで認識をいたしました。

それでは、最後に、総じて、今後行政として公助の目線からどのように支えていくのか、その基本的な考え方と、町長の最も重視する事項についてお答えください。

○議長（小林 豊） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） 今、御質問いただきまして、最も重視しておることについて答弁をさせていただきます。

議員から、特に災害対策についてのご質問でございましたけれども、やはり、特に共助について、地域でみんなで支えていくという必要性についても同感の意見でございますけれども、考え方でございますけれども、町全体を考えたときに、やはり玉城町の住みよさの第一に考えていかなければならないのは、まずは地域の皆さん方同士の日頃のつながり、そういったところが非常にある地域社会、まち、これを大事にしていく、つまり地域のコミュニティーというふうなことをいいますけれども、特に最近つながりが希薄になってきておる状況もございますから、子供たちを守る点でも、地域のつながりが希薄なところではいろんな問題が発生をしやすいということもありますし、また、健康づくりにいたしましても、地域の皆さん方同士でそんな取組にも力を入れてほしいというふうに思っています。

おかげさまで、町は非常に三重県の中でも住み心地、幸福度がいいというランキングになっております。そして、周りからの転入の方もあって、新しい新築もある。特に内陸であって、海辺ではないから津波の心配はないというふうなことのお考えもあるようでございまして、せっかく玉城町で住むということを選んでいただいた限りは、防災ももちろん含めて、町の中にそうした共助の意識が高いまち、そういったところで子供たちを守り、高齢者を守る、そういうまちづくりにもっともっと重点して取り組んでいく必要があるなというふうなことで取組を進めておるわけでございます。

多くの皆さん方がそのことに関心を寄せていただいて、いろんな動きも地域の中であるということをお大変うれしく思っておりますので、これからもそのことに力を入れていきたいと思っております。

そして、もちろん、いろんな予算面はありますけれどもハード面の整備、そして、今申し上げました地域の中でのソフト面の整備にも急いで取り組んでまいりたいと、こんなふうに思っています。

以上です。

○議長（小林 豊） 坂本議員。

○1番（坂本 稔記） 町長、ありがとうございました。

最後になります。これはあくまでも私の主観です。

いざ災害発生となると、やはり命を守る行動というのは自助と共助、この2つになる

のではないかなというふうに思っています。発災当初というのは、公助というのはほとんど満足に機能できない、こういうふうに思っています。これは私の自衛官としての20年の経験からも、それは、公助というのは本当に発災当初速やかにとというのはなかなか難しいところです。皆さんがテレビや新聞でご覧になっている風景というのがあると思いますが、現場はもっとひどい状況です。とても厳しい状況です。

では、行政として公助でどのように住民を支えるのか。これはやっぱり発災前の備えと住民の意識改革、自助と共助は大切なんだよというところをご理解いただくところにあるのではないかなと思っています。

防災というのは終わりがなくて、ゴールがないんですよ。どれだけ予算をつぎ込んでも、いつ起こるか分からないものにたくさんの予算をつぎ込んで、それでも足りるかどうかわからなくて、多分足りないんです。住民の皆さんには、そういったところをご理解いただいて、今回の私の一般質問が自助と共助の意識改革の資となることを祈念して、質問を終わらせていただきます。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（小林 豊） 以上で、坂本稔記議員の質問は終わりました。

昼食のため、午後1時30分まで休憩したいと思います。

（午後0時28分 休憩）

（午後1時30分 再開）

○副議長（前川さおり） 再開します。

午後から議長が所用で欠席のため、副議長の私にて議事進行をさせていただきますので、ご了承願います。

また、円滑な議事運営にご協力いただきますよう、重ねてお願いを申し上げます。

それでは、午前中に引き続き、一般質問を行います。

〔3番 山口 欣也 議員登壇〕

《3番 山口 欣也 議員》

○副議長（前川さおり） 次に、3番 山口欣也議員の質問を許します。

3番 山口欣也議員。

○3番（山口 欣也） 3番 山口。

議長の許可をいただきましたので、通告書に基づき一般質問させていただきます。

今回、私の質問は、外城田川改修と農業についての2事項でございます。

では、1つ目の外城田川改修についてお伺いをいたします。

外城田川氾濫による水害被害も数年前にあり、災害対策の改修も毎年実施していただいております。しかしながら、1年で100メートル程度しか進んでいない現状に見受け

られます。

ここ近年、温暖化による一時的豪雨や台風被害など、短時間での降水量も半端ではありません。そのような中、外城田川は側壁のずれや裏側への流入など、危険箇所が多く存在します。

昨年7月上旬の豪雨のときに、10時頃からの雨でございましたが、急に雨脚が強くなり、午後2時頃には上田辺付近で側面1メートル手前まで水かさが上がっておりました。堤防越水、決壊も視野に入れていかないといけない現状でございます。時期によっては農産物への被害も発生いたします。

現在実施している改修について、令和8年度までと当初聞いてございますが、現状の経過とその後の計画についてお伺いしたいと思います。

3つございますけれども、同じような形でございますので、まとめてご質問させていただきます。

材料費高騰もあり、計画どおりに進んでおられるのか。現在と同様の改修はどこまで行うのか。現行行われている改修工事箇所に流入堆積物の目安支柱や目印などございませんけれども、これについて、数年後の堆積についてどのように対応を考えておられるのか。まずこの3点につきまして、町長に進捗と計画をまずお伺いしたいと思います。

○副議長（前川さおり） 山口欣也議員の質問に対し、答弁を許します。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 外城田川改修についてのご質問を賜りました。

ちょうど7年前になりますけれども、台風21号でも越水というふうなこともありました。未曾有のこの玉城町にとりましても大水害でございまして、まず、大もとは温暖化と言われておりますけれども、線状降水帯が玉城町付近に到来をいたしまして、ちょうど田丸駅周辺、約270戸の世帯が床上浸水したと、こういう大水害がありました。

やはり線状降水帯が局所的に降りますと、当然、玉城町のこの中心を流れております主要幹線外城田川の流下能力、これをはるかに超える水量でございまして、ちょうど1960年代に外城田川排水土地改良事業ということで外城田川を改修してきた、そのときの24時間の流下能力が250ミリ。そこへ向けて倍以上の500ミリの雨が降ったと、こういうことでございました。

ちょうど災害対策本部を設けまして、それぞれ避難対策、あるいはまたパトロールを実施してきたというふうな経過がございましたけれども、まずはそんな中で、ちょうど護岸の非常に浅い、外城田川排水、1960年代の改修事業では非常に部分でございまして、それを今工事もしておりますけれども、約2メートル掘り下げて根を強化していると、こういう状況。議員の皆さん方も、今の工事の現場をご覧いただいたというふうに思っておりますけれども、そういった形で、年次計画を持って進めておるのが今の状況でございます。

さらに、この主要幹線外城田川の改修を進めてまいりました。具体的な経過なり、あ

るいはこれからの計画につきまして、それぞれ所管の担当課長から回答をさせていただきますけれども、町といたしましても、まずはこの外城田川改修を急ぎたい、こんなふうに考えておる次第でございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○副議長（前川さおり） 建設課 平生課長。

○建設課長（平生 公一） 建設課長 平生。

私のほうからは、まず、答弁の前に、冒頭、山口議員のほうからお聞かせ願いました年間の進捗の100メートル程度ということで、そこら辺の説明と、あと現状、この堤防、擁壁の裏側へ水が回るとか、採石が流出しとるとかというところの対策について、少し話をさせてもらいたいと思います。

年間の施工整備延長につきましては、どうしても河川の改修工事ということで、取水期を避けて水の少ない時期の施工ということで、工期をどうしてもその間で設定するというので、施工規模のほうに限られてきておる現状でございます。

また、堤防等の傷みにつきましては、単独整備の中で、緊急修繕的な対応として適宜行っておりますので、まずもってご了承願いたいと思います。

それでは、3点ほどお尋ねいただいておりますので、そちらについて答弁させていただきます。

まずは、この治水整備に係る材料費の高騰もあり、計画どおりに事業が進んでおるかという問いでございますけれども、現在のところ、予定どおり事業のほうは進んでございます。

ただ、議員も懸念されておると思うんですけれども、近年の物価高騰でございますとか人件費の上昇によりまして、計画より完成時期が延びる可能性もあります。

これらにつきまして、今後の単価の改定等につきましては、なるべく早い時期にキャッチ、試算して、適時事業計画を見直す必要があり、そのときにはまた県も交えて協議を進めていきたいというふうに考えております。

続きまして、2つ目の質問で、現在と同様の改修はどこまで行うのかという質問でございました。

こちら、現在整備中の河道掘削、河川の底の掘削と、あと護岸の補強につきましては、サニーロードを超えた上流までを予定しております。

現在の整備が完了後に、パラペット等の堤防整備に着手する計画であります。こちら、堤防整備につきましては、8年度以降の予定でございます。

最後、3つ目の質問で、現在行われている改修工事箇所に堆積物の目安支柱など、数年後の堆積についてどのように考えておるかということのご質問ですけれども、土砂の堆積につきましては、河川では切っても切れやん課題でございます。

外城田川についても、毎年しゅんせつを行いながら、こちらの治水整備と同様に進めとる現実ですけれども、今回の整備箇所の堆積、こちらに絞ってお話ししますと、当然こちらにつきましても、堆積物というのはやはり河川である以上たまってくるやろとい

うことで、課題でもあり、重要視しております。

状況把握についてなんですけれども、言われていました目安支柱等ですと、通水断面への影響とか、あと費用面等も考慮する必要がございます。そこで、建設課といたしましては、測定箇所等を設けて定期的に観測していくなど、維持管理の一環としてこちらの状況把握に努めたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（前川さおり） 山口議員。

○3番（山口 欣也） ありがとうございます。

確かに、支柱とかそういうものを立ててしまうと、そこまでは大丈夫という、逆に安易な考え方も出てくる場合がございます。定期的なチェックをしていただいて、河川の維持をお願いしたいと思います。

また、一応サニーロード付近までということでございますけれども、予算の続く限りよろしくをお願いしたいと思います。

一応、現状の工事については理解させていただきました。その後のサニーロード付近から上流まで、上流と、あと多気町側にも入ってくるわけでございますけれども、玉城町側の改修についてお伺いさせていただきたいと思います。

その点につきましては、まず、これも3つございますけれども、町の予算での改修になっていくのか、本来の今と同じような予算的な部分で組立てをされるのか、その点と、どのような状況とか状態であれば施工に踏み切っていただけるのか。また、もう一つ、改修必要箇所がかなり多く発覚した場合、当初の町でやる場合でしたら予算計画オーバーという場合が考えられます。その場合、どういうふうに対応していくのかということ、この3点について、まず町長の立場で、行政としてのお考えをお伺いしたいと思います。

○副議長（前川さおり） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） 現状、山口議員はお近くでずっと営農もなさっておられますからご承知いただいておりますけれども、ずっとサニーから上流部、多気町側につきましては、河川も少し狭くなっておる状況がありまして、過去から大水のたびに根が浅い擁壁が倒れてしまうという、そういう事態が発生をいたしまして、その都度災害復旧事業で対応して、今現状、ご覧いただいておりますように、蛇かごで擁壁を留めておったりというふうなことの応急復旧をしておるというところでございます。

その上流の部分の現状ももちろんご心配の部分がありますし、それによって周りへの被害が拡大するというふうなことがあってはならんと、こんなふうに思っておりますけれども、全体の様子を眺めながら、まずは応急復旧を必要なところに進めていきたいと、こんなふうに思っておりますのと、具体的にまた担当からも申し上げますけれども、必要な緊急自然災害防止対策事業債とかいう起債事業もありますし、近年は国におきますところの国土強靱化、あるいは災害対策の予算の拡充をされておりますので、できるだ

いろいろな制度を活用しながら進めていきたいと、こんなふうに思っておる次第でございます。

まずは安全対策、近隣に住宅地は迫っておりませんが、農地被害のないような形で、農地に被害が及ぶようなことのないような形は日頃から配慮をしていきたいと、こんなふうに思っています。

以上です。

○副議長（前川さおり） 建設課 平生課長。

○建設課長（平生 公一） 建設課長 平生。

山口議員お尋ねの3点について、私のほうから答弁させていただきます。

まず1点目、町予算での改修なのか、この部分につきましては、先ほど町長も触れていただきましたけれども、かぶる部分もあるかも分かりませんが答弁させていただきますと、外城田川の改修については、現在のところ起債事業、緊急自然災害防止対策事業債、こちらを活用して整備中でございます。

お気になされとる多気までの上流区間についても、同様の財源を充て、整備する計画でございます。

ただ、中長期的な計画になる以上、さらに整備に適した事業メニューがあれば積極的に採用を検討していきたいというふうに考えております。

次に、2つ目、どのような状況、状態であれば施工するのかということで、これにつきましてはいろいろなケースがあると思います。一番分かりやすいのが、河床、河川の底の洗い出し、これで河川の底が流れてしまって護岸、コンクリートの擁壁の基礎の状態、これが浮いてしまったり、擁壁自体が滑ってきたりとか、擁壁自体の破損状況、その辺の健全度等を確認してもらって改修箇所を選定し、整備を実施する、これが基本的な考え方でございます。ただ、緊急の場合はこれでは、緊急対応させていただくケースもございます。

また、局所的な傷み、言われておる裏側の碎石の流れ出しとか部分的な弱い部分が見つかったら、ここも検証していただいて、これがさらなる破損につながる場合などにつきましては緊急修繕ということで対応し、災害防止に努めてまいります。

最後に、3つ目です。

改修箇所が多く発生し、予算計画に対してオーバーしたときの考えということで、これにつきましては、改修箇所が多いということでいろいろなケースが考えられると思うんですけども、町長も冒頭おっしゃいました突発的に発生した災害等の場合は、それ用の災害復旧事業、災害復旧費などを充て、別事業での対応となります。

また、事業を進めていく中で、当初の見込み以上に改修が必要であった場合、これが判明したような場合であると、本年度の予算を一旦繰り越して、次年度の予算と合わせて、規模を大きくして発注するというような対応もさせていただいております。

これというのが、河川の整備ですので、一つのところを直す、その一つのところが予

定より多くなった場合に、工事をしに行くのに仮設道路というのが必要になってきます。仮設道路は、やはり一回造ったらまたその工事ごとに撤去というような流れになりますので、一度の仮設道路で広範囲の改修ができるということも含めて、繰越し、また合わせた発注というような考え方でございます。

ただ、あとまたさらに、この改修箇所があまりにも多くて事業計画の変更が伴うような場合などは、予算確保ができる方法がないか、三重県のほうとも話をしながら、協議した上で検討をしていかないかというふうに考えております。

以上です。

○副議長（前川さおり） 山口議員。

○3番（山口 欣也） ありがとうございます。

ちょっと一安心したというか、本当に平生課長のほうへお任せしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。ただ、今かなり上流のほうは堆積物が多々ございますので、また一度見ていただいて、状況把握だけよろしくお願ひしたいと思います。

予算も限られた中で、課題も多いと思います。目に見えた被害が出ないように現場監視していただいて、次世代に誇れる河川整備をよろしくお願ひしたいと思います。

また、豪雨の時期にもよりますけれども、冒頭に言いました今年の7月、ちょうど田んぼが中干し時期でもございました。田んぼの排水のため、言葉はちょっと失礼ですけども尻水戸という場合もございます。角落としの部分が、水止め板を全て抜いている時期でもございました。そうすると、田んぼから流出して、外城田川にそれが流れていく量、これを一旦田んぼでためることができておらなかったというのもあるかと思ひます。

県が進めておられる田んぼダムという部分、これも町として検討していただいたらどうかなというふうにも思ひます。若干の補助金はあるみたいでございまして、ただ、これの効果がどんなものかというデータは出てございませぬ。しかしながら、角落としが大体20センチ四方でございまして、そこへ板をはめて、数センチの穴を開けて、徐々に放り出すような格好にしていけば、素人考えでも流出量を若干田んぼで止めて、その後、数時間遅らせた中で川へ流し込むことが可能かと思ひますので、その点も一度ちょっとご検討いただければなというふうにも思ひます。

本当に、自然の猛威は計り知れないことが起きますけれども、対策をしておかなければ人災として言葉が変わることもございまして、目に見える前に対策を考えて、町全体での取組、行政としての誘導をよろしくお願ひしたいと思ひます。微力でございましてけれども、私も外城田川の近隣住民として、地域共々協力していきたいと思ひますので、頑張っていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

その先には、堤防での外城田川マラソン大会なんかも考えていただければ、ご検討いただければと思ひますので、その点も加えてよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、同じ外城田川のことでございましてけれども、外城田川の二級河川昇格に向けて、

伊勢市、玉城町、多気町と以前から協議されていると聞いてございます。現状の状態の今後の対応について、町長のお考えをお願いしたいと思います。

○副議長（前川さおり） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） 外城田川は、現在準用河川ということでございますけれども、河川法に基づくとところの二級河川、県道昇格を図ることを目的に、関係するところの上流、多気町から玉城、伊勢、この3市町で設立した外城田川二級昇格連絡協議会というふうな中で進めておるわけでございます。昨年の8月にも総会がございまして、その中でも課題解決に向けた協議が行われております。

今後、三重県も交えて、どうしていくのかというふうなことで、過去の事案も含めて検証をしていきたいと、こんなふうに思っています。

以上です。

○副議長（前川さおり） 山口議員。

○3番（山口 欣也） ありがとうございます。

本当に、玉城町が外城田川では一番長いエリアを管理するまちかと思えます。辻村町長のお力で、河川昇格に向けてご尽力をいただきたいと思えます。また、昇格することによって町としての予算も軽減されるかと思えますので、その点、また予算軽減に向けてもよろしくお願ひしたいと思います。

水害の危険を感じていけば、安全な住みよいまちにはならないと思えますので、よろしくお願ひしまして、2事項めの質問に入らせていただきたいと思えます。

2つ目につきましては、玉城町の農業についてでございます。

玉城町として主要産業でございます農業に、水稻、園芸、果樹、畜産と多くの方々が経営、兼業経営されておられますが、後継者不足、経営不振で廃業、離農される、第何期と言うたらいいか分かりませんが、転換期真っ最中と思えます。

今後の玉城町の農業をどのように思われているか、また、玉城町として対策はどのように考えておられるか、お伺ひしたいと思います。

大きく3つの点に分けてお伺ひをさせていただきます。

1つ目のところとしましては、よく似た内容でございますので、3つまずご質問させていただきます。現状の基本的なことですが、今後のベースとなることとさせていただきますのでお聞きをさせていただきます。

まず、玉城町の農地面積、農業者数、町として担い手となる対象基準ですね。この点を一つ。

2つ目としましては、農業生産には再生産価格に満たない品目も多く、町行政として県や国に農業維持管理に対してされているアプローチの内容ですね。要望的な部分。

3つ目といたしまして、水稻で例えて申し訳ございませんけれども、人件費もままならない赤字農業、現状の課題をどのように分析されておられるか。また、町として独自の助成対策や独自の流通は考えておられないのか、率直に町長の思いやお考え、現状の

進捗なども伺いしたいと思います。

○副議長（前川さおり） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） 山口議員も営農なさっておられて、農業の厳しさは十分ご承知で、今のお話の中でも賜っております。

しかし、玉城町は農業を基幹産業として、そして、この肥沃な農地は、昔々は伊勢神領の中心の神宮御園でもありましたから、それをずっと先人の皆さん方が守ってくださっておる。そして、三重県の中でもいち早く基盤整備に取り組んでおられたと、こういうことでございます。

また、最近では、特に宮川左岸第一土地改良区有田地域の300ヘクタールにはパイプラインが既に整備され、そして、宮川左岸第二土地改良区の下外城田地域にも進んでおるのが今の現状でございます。

この玉城町の住環境、そして玉城町の住みやすさの評価を考えたときには、やはり農村がある、農地がある、そしてその中に、いつもお話しさせていただいておりますけれども働く場所がある、公共インフラ、小・中学校、保育所があると。大変バランスの取れた町、それを評価いただいて、近隣の市町から玉城町へお住まいをいただく。これをこれからも守っていくことが一番大事だ。つまり、玉城町の申し上げております農村環境、農地、これを守っていくことが最重要課題だと、こんなふうに思っておりますけれども、今の農業の現状は非常に厳しいというのはご承知のとおりでございます。そんな中で、何を目指していくのかというふうなことも町の将来、農業振興の中で具体的に掲げておるわけでございます。

若い方々、最近特に意欲的な方も出てきておられます。そうした多様な担い手が農業に取り組んでいただく。そして、今のこの食の安全を掲げておりますから、安全・安心な農産物を安定的に生産していただく。そんな中で、持続的な農業を続けていくと、発展をしていくと、第一次産業を発展させていくと、こういうことが町にとりましても大事だというふうに考えておまして、具体的な施策も既にご承知でございますけれども、特に掲げておりますのが玉城産のブランドをはじめとする、いろんな産地化、ブランド化の推進をはじめ、特に担い手、若い人たちの支援、さらには学校教育の中で食農教育の推進、そういうふうなことや、あるいは農地の利用、農業基盤の整備の中では利用集積、土地の集積を図っていくというふうな形でございます。

そんな中で、今現状どうなのかということでございますけれども、非常に農村集落、農家の皆さん方の大変前向きな意識が高い町でございます。多面的支払機能、つまり農村の果たす役割をもっと守っていかうと、生態系を保存していかうと、こういうふうな取組も三重県の中でも上位でございます。他のいろんな農地銀行をはじめとする取組も、非常に三重県の中でも積極的に取り組んでいただいているのが我が町の状況でございますから、こういったこともこれからも取組を進めていくと同時に、やる気のある若い人たちを繰り返しになりますけれども応援していく、そういったところで、積極的

な支援の形の施策をこれからも推進していきたいというふうに思っています。

具体的ないろいろな現在の農地面積や、あるいは農業従事者数や、具体的な数値については担当のほうから補足をさせていただきます。

○副議長（前川さおり） 産業振興課 里中課長。

○産業振興課長（里中 和樹） 産業振興課長 里中。

それでは、山口議員から質問のあった内容を順番に説明させていただきます。

まず、農地面積、農業者数についてなんですが、農地面積につきましては1,522ヘクタール、これは令和3年3月作成の第一次玉城町食料農業農村計画から引用させてもらっています。

そして、農家数なんですが、総農家数517件、これは2020年の農林業センサスから引用させてもらっております。

続きまして、担い手をどう捉えているのかということなんですが、このことにつきましては、まず、国の食料・農業・農村基本計画や県の三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画、また、先ほども言いました町の第一次玉城町食料農業農村計画にも記載していますが、核となさせていただきます担い手につきましては認定農業者の方なんですが、地域を支える担い手といたしましては、兼業農家さん、定年の帰農者さんや、都市から移住して農業に関わってみえる方、あと女性農業者など、地域農業を守ってみえる様々な方々を町の大事な農業の多様な担い手として考えております。

次が、国や県へのアプローチについてお答えいたします。

まず、三重県町村会という県内15町によって構成されています組織がありまして、その組織を中心に、町長が直接国や県へ出向き、予算編成や施策に措置が講じられるようなタイミングに要望活動を実施してまいっております。

また、農業の基盤整備、これもとても大事なことなんですが、この面につきましては、三重県土地改良事業団体連合会という組織を中心に、市町が一緒に要望活動を実施いたしております。

また、農業委員会の面からも、三重県農業会議という組織を中心に政策提案などを実施いたしております。

以上です。

○副議長（前川さおり） 山口議員。

○3番（山口 欣也） ありがとうございます。

国の予算とか政策的な部分、いろいろ出ておるかと思えます。玉城町として引っ張ってこられる部分もまだまだあるかと思えますので、いろいろな面で、応募する、公募する農業者がないかも分かりませんが、行政側として提案をしていただくようよろしくお願ひしたいと思えます。

特に、耕作農家の中では、今でも中心は中小規模の兼業農家さんが大半かと思えます。維持していくのも大変ですし、その後のやはり継続していくという部分も、なかなか機

械も買えないような状態の高価な機械になってきてございますので、やはり行政としてそのことを忘れずに対応のほうをお願いしたいと思います。

また、北議員からもちょっとございましたけれども、その中で、やはりこの農業関係で、畜産堆肥を使った発酵による発電なんかも一度視野に入れていただいて、その使用後の堆肥の肥料高騰対策にもなるかと思えます。農地で使用するような堆肥ができるはずでございますので、そういうふうな管理も含めた中で、コスト軽減に向けた誘導なんかもしていただければと思えますので、またご検討いただきたいと思えます。

それでは、2つ目の農業関係としての質問に入らせていただきたいと思えます。

まず1つ目でございますけれども、就農から、兼業農家から専業への希望者、ここに対する農地を確保する機構とか、2つ目としましては、相続等で維持できない農地を一時預かる機構、3つ目としては町独自の賃貸窓口の機構、こういうふうな窓口、農地を管理するような機構の設立・構築は考えておられないのか。また、町として経営管理、農業経営を維持していくために、また、させていくために必要と感じております。町長のお考えがございましたら伺いたいと思えます。

○副議長（前川さおり） 産業振興課 里中課長。

○産業振興課長（里中 和樹） 産業振興課長 里中。

今ほど山口議員の言われた内容につきまして、回答させていただきたいと思えます。

まず最初に、耕作面積の確保等についてなんですが、これは現在、三重県農地中間管理機構という組織が実施しております、これ、知事が県に1つに限って農地中間管理機構を指定するしかできませんので、玉城町が独自に指定を受けて実施するということはできないというふうに考えています。

また、町としましては、三重県農地中間管理機構のほうに出資もして応援していくという立場になっていきますので、町としてはこの機構を活用していくという立場の上で進めていくというふうに考えておりますので、ご理解願いたいと思えます。

あと、農地を一時的に預かるという、この内容でございます。この内容につきまして、農地中間管理機構の業務の中の一つになっていまして、玉城町としましては農地中間管理機構を推進しとるということでご理解いただきたいと思えます。

独自の賃貸窓口につきましてなんですが、産業振興課の窓口につきましては、その相談内容をさせてもらっております、ただ、最終、利用につきましては、農地中間管理機構を通して農地が異動するような進め方を今も進めさせてもらっております。

以上です。

○副議長（前川さおり） 山口議員。

○3番（山口 欣也） ありがとうございます。

一応、中間管理機構、私も利用してございますけれども、まだまだ管理機構は職員数も少なく、三重県下で4名しか歩かれておらないと思えます。

そういう中では、貸し借りするに当たって出し手側、借手側、これが決まっておらな

いとなかなか受けてもらっておらないような現状もございますし、今年度も、昨年も私としては申込みをしたんですけれども、出し手側、借手側が決まっとなかなかうちとして書類がというような形のことも言ってございますので、その点、町として間に入っていた中で、その点、簡潔よくいければいいんですけれども、なかなか出し手側が出し手側として直接預けても、借手がおらないと預かれませんかということで一旦保留されるかと思っておりますので、そういう部分の中で、また管理機構の担当の方と十分密な接点を持っていただいて、調整をよろしくお願いしたいと思っております。

これにつきましても、現在、耕作農家さんは大変な危機状態になってきてございます。この内容については十分ご承知と思っておりますので、いろいろと私も職員の方とお話や相談をさせていただきますと、ほかに事例がないからと言われることが多々ございます。これは農業だけではございませんけれども、ほかのことでもそういうことで、ほかに事例がないからできませんとか、ちょっとなかなか無理ですねということをよく言われますけれども、玉城町が全国で初めての事例をつくってもいいんじゃないかと思っております。

例えば、農業でいえば田んぼオーナー制度とか、蚊野では柿でオーナー制度があったと思っておりますけれども、逆に田んぼでそういうことができればまた若干変わるのかなと思っておりますので、ぜひとも地元としての行政の強み、これをやはり見せていただきたいと思っております。

役場に来れば、農業のことやったら全て相談してできるよというような行政づくりという部分もお願いをして、この点については終わらせていただきたいと思っております。

最後、3つ目の質問をさせていただきたいと思っております。

これにつきましては、玉城町ブランドについてということでございます。

よくいろいろな場面で、玉城ブランドという言葉を目にします。ブランド認定の基準、設定とか、認定制度について、現状と今後について、町行政としての考えをお伺いしたいと思っております。

○副議長（前川さおり） 産業振興課 里中課長。

○産業振興課長（里中 和樹） 産業振興課長 里中。

議員仰せの玉城ブランド、Taste of Tamakiについて少し説明をさせていただきます。

詳細につきましては、主催であります玉城町観光協会のホームページをご覧くださいと思うんですが、認定基準としましては、コンセプトや独自性など5つの視点から8つの項目に分けて認定しています。

また、その認証制度としては、玉城町の特に優れた町産品とその生産者を玉城ブランド、Taste of Tamakiとして認定しています。

その魅力を積極的に情報発信することによりまして、玉城町と町産品の知名度を向上させ、観光及び物産の振興並びに農林水産業などの生産者の意欲を高めることにより地域経済の活性化を図ることを目的としてスタートさせております。ご理解いただきます

ようによろしく願いいたします。

○副議長（前川さおり） 山口議員。

○3番（山口 欣也） ありがとうございます。

ちょっと私としての認識不足で申し訳ございません。自分がやっていないとなかなか理解しにくい点もございまして、申し訳ございませんでしたけれども、一応ブランドという部分、これが本当によく使われる言葉でございすけれども、これは会社や作ったものがこだわりを持っておれば、個人ブランドとかそういうふうなブランドで、最終的には世間が勝手に決めて言うだけで、基準はないかと思ひます。

しかしながら、言葉にしてセールスする場合、そういう場合には何らかの基本、ボーダーラインが必要と思ひます。やはりそういう部分の中で、町ぐるみでそういうことで、玉城ブランドという、大手を振って言えるような状況をつくっていただきたいと思ひます。

農産物にこだわって申し訳ございませんけれども、ぜひ一定の栽培基準を満たすものについて、玉城ブランドの認定という形の中で流通に乗せて、有利販売につなげていただけるような取組を検討していただければというふうに思ひます。

私が前職で担当しているときに、南紀ミカンというのは多分皆さんご存じやと思ひますけれども、ミカンのスタート、始まるときには南紀ブランドという部分の中で中京エリアで販売してございましたが、そのときに必ず、スタートのときに首長が各市場、量販店へ出向いていただいて、トップセールスをしていただいてございました。

民間ではなく、やはり行政が動くということによってマスメディアは必ず動いてきますので、無料のPRができて世間に大きなアピールができることとなります。ぜひとも、そういう中で玉城という名前を前に出すということも十分できていけると思ひますので、その点よろしくお願ひしたいと思ひます。

なかなか作る側としても難しいところがございすけれども、その点また里中課長のご指導の下、よろしくお願ひしたいと思ひます。

作る楽しみや自給自足の満足感など味わっておられる住民の方も多く玉城には見えてございます。ただ、玉城に移住されて、家族で非農家のために農地の所有ができない、野菜を作りたくても場所がないとか、そういう方も多々聞いてございます。特に若手の30から40ぐらいの方によく言われてございすけれども、どこに相談すればいいのか、誰に相談すればいいのか分からないという形でよく言われますので、そういうふうな窓口がもし役場の中でできれば、やはり役場には行きやすいということをよく言っておりますので、その点、窓口となつていただいて考えていただければというふうにも思ひます。

玉城町に住めば、また移住すれば農地も確保できて、小面積でも農業者になれるような独自の制度、まちづくりもこれから必要かと思ひます。ここから新規就農者の掘り起

こしもできるかと思えますし、つながっていくかと思えます。

私の思いですが、現在の直売所の拡張へ、新しい直売所など、複合施設での道の駅とか、そういう部分も視野に入れていただいて、今後検討していただきたいと思えます。玉城町の産物、ブランド品はここに来れば全てそろうというような形、どういうふうなイメージか、もう想像してみてください。私としては、他県のそういうところをかなり見ましたので、ああいうのができればなというのが結構ございます。また今後ご紹介もさせていただきたいと思えますけれども、作る側の楽しみ、喜びが充実できて、これこそがやはり住みよい、充実した、満足感のあるまちではないでしょうか。

私の自己満足で申し訳ございませんけれども、数年後には主食用米不足、これ、かなりのまた担い手の不足という部分も、こういうふうな数値も発表されてございます。場合によっては、数年後に140万トンの米がなくなるよと。これ、140万トンってどれぐらいかなというふうなところですけども、十数年前には三重県で3万ヘクタールの田んぼがございました。もう今は2万5,000ヘクタールぐらいですけども、3万ヘクタール、500キロ取れて15万トン。それが140万トンということは、三重県の生産される米の9年分がそのうちなくなるよということなんです。

そういうふうなところの数字までもう出てきてございますし、消費税が導入されたときに回転ずしチェーンがシャリの部分を2グラム減らした。それで、牛丼チェーンがどんぶりに入れる御飯を10グラム減らしたと。これで、1年間で日本で30万トンの米が消えてしまうというふうなところで、たったそれだけの量で三重県の、古い話で申し訳ございませんけれども、2年分の米の売場がなくなるとというのが現状でもございました。

しかしながら、今度はもう主食用、食べる米がなくなりますよという数字まで出てきてございますので、そういう中で、町としても考えていく必要があるのかというふうに思えます。

今までの恒例を打破していただいて、自治体主導で流通を改革することが必要不可欠と思っております。私としては、まだまだ消費税の10%しか言いたいことを言ってございませんけれども、これ以上言うとかどくなりますので、これで私の一般質問を終わらせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

○副議長（前川さおり） 以上をもちまして、山口欣也議員の質問は終わりました。

ここで10分間の休憩といたします。

（午後2時17分 休憩）

（午後2時27分 再開）

○副議長（前川さおり） 再開します。

〔8番 山路 善己 議員登壇〕

《8番 山路 善己 議員》

○副議長（前川さおり） 次に、8番 山路善己議員の質問を許します。

8番 山路善己議員。

○8番（山路 善己） それでは、議長の許可をいただきましたので、今年度最後の定例会一般質問、トリを務めさせていただきます。

それから、一つお断わりなんです、私、土曜日と日曜日に発熱しまして、コロナでもありませんし、それからインフルエンザでもありませんでした。ただ、しゃべりますとせきが出ますので、飛沫の防止のためにマスクを着けて質問させていただきます。よろしくをお願いします。

それでは、今回、交流人口拡大施策を考えると、玉城町の課題について町長の考えをお聞きしたいと、その大きな項目で2つ質問をさせていただきます。

まず1つ目の交流人口拡大施策を考えるのですが、交流人口について、ご存じだと思いますが、交流人口とはその地域に訪れる人々のことで、訪れる目的としては通勤、通学、買物、習い事、スポーツ、観光、レジャーなど、特に内容を問わない人々と言われています。

交流人口が多くなることによって、町内での買物、町内の飲食店で飲食をされることによって経済効果が生まれます。町の活性化にもつながります。また、来てくれた人たちによって、玉城町は人が優しく食事もおいしく、温泉もあっていいまちだと広く知れ渡れば、移住・定住の増加につながる可能性が高くなります。

したがって、交流人口は多ければ多いほどいいと考えますが、このことについて、町長の見解をお伺いします。

○副議長（前川さおり） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） 交流人口についてのご質問をいただきました。

交流人口が増えればいいと、まさにそのとおりでと思っています。交流人口が増えて、それが玉城町の人口増、定住につながるというふうなことになればなおさらいいと、こんなふうに思っています。

以上です。

○副議長（前川さおり） 山路議員。

○8番（山路 善己） それでは、2つ目、交流人口、特に全国から来てくれる観光客、レジャー客を増やす施策をお尋ねいたします。

○副議長（前川さおり） 産業振興課 里中課長。

○産業振興課長（里中 和樹） 産業振興課長 里中。

山路議員の交流人口を増やす施策についてお答えします。

玉城町では、令和2年11月、第一次玉城町観光振興計画を作成し、これに基づき事業を進めています。

この計画は交流人口の増を計画の目標としておりまして、特に令和3年度、観光協会を設立し、行政と観光協会が協力して毎年事業を計画し、それに基づき事業展開をいたしております。

その中でも、特に情報発信、これが一番大事だと考えておりまして、ホームページやSNSをリニューアルし、日々の情報発信に努め、玉城町の動きを町外に伝えることで、少しでも玉城町を訪れていただける人を増やしていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（前川さおり） 山路議員。

○8番（山路 善己） 観光協会も設立して、行政と観光協会が協力して毎年事業計画をつくり、それに基づき事業展開されていることで、令和2年やったと思いますけれども、それまで議員の中でも観光協会設立の話が出ておりまして、私、観光協会の責任者の方に時間を取ってもらいまして、伺ってきました。そのときの第一声が、玉城町が五、六年前も来られましたと。

それを聞いて、これは何が何でも今度は観光協会を設立せなあかんなと思ひまして、二度、三度と足を運んで、いろいろ教えてもらったり聞かせてもらって、それを担当の職員さんに伝えたと、僕も行ってくと。それから観光協会へ行かれて、またお話を聞いて、それが発端で、担当課長が随分と努力されて、その年度中に観光協会が立ち上がった経緯があります。

また、我々これ、今のところは小さいですけれども、新しく社屋もできまして、これからまた一生懸命観光協会とも協力して、交流人口を増やす施策について一生懸命やっていたきたいと思います。

次の質問です。

神宮には平成24年の遷宮時に1,420万人の参拝者がありました。その後、コロナ発生まで1,000万人、800万人、900万人と多くの方が訪れております。コロナで大きく落ち込みましたが、昨年、令和5年は717万人と、令和4年より118.8%、約120%増加しております。今年はまだ1月のデータしか今朝見てきましたけれども出ておりませんが、昨年の1月より111.4%増加しております。コロナ後、徐々に元に戻りつつあります。これは参拝者の人数ですから、交流人口はもっと多いと思います。800万人から900万人来られているのかもしれませんが。すぐ隣の町にこれほどの人が訪れているのですから、この人が我が町・玉城町に来てくれるよう考えれば、交流人口が増えると考えております。

前々から、玄甲舎を全国に発信・宣伝して、茶室として利活用することを何度も提案してきました。現状は、数少ない茶会や展示会に使用されているのが実情です。それで、一つの施策としまして、交流人口拡大施策について、ふるさと納税返礼品の一つとして、玉城町に全国から来てもらえる体験型の商品をつくってはどうかと思い、提案させてもらうものです。

これは、事前に総務省担当課に身元も明かし、そして、江戸時代末期の茶室、玄甲舎の説明もさせていただき、全国から多くの方に玄甲舎に来てもらい、茶室として活用していただくのが目的ですとお伺いさせていただきました。担当官は、法律でそれは可能です、既に他の自治体でも体験型の返礼品をされていますとのことで、ふるさと返礼品の中に玄甲舎での茶道教室や茶会でのおもてなしを加えればと思い、提案するものですが、見解をお尋ねします。

○副議長（前川さおり） 産業振興課 里中課長。

○産業振興課長（里中 和樹） 産業振興課 里中。

玉城町での体験ツアーのことについて少し紹介させていただきます。

令和4年度、観光庁の誘客促進事業補助金というのをを使いまして、観光協会のホームページを見ていただくとすぐ分かるんですけども、「福たまる たまき旅！」として、町内の方々と一緒に幾つか商品化しております。

これらは旅行サイトから申込みができるようになっておりまして、山路委員仰せの玄甲舎につきましても、抹茶体験ができるものも用意しております。

ただ、議員の仰せのふるさと納税の返礼品として、現在どれも取り扱っていませんので、観光協会とも確認をし、調整がつけば返礼品としてうちのほうで上げていきたいなと思っております。

以上です。

○副議長（前川さおり） 山路議員。

○8番（山路 善己） ぜひ、これは費用もかからないと思いますので、宣伝するのについては、現在のホームページとかふるさと納税の一覧表、あれに付け加えたらいいですので、またその辺よろしくお願いします。

それから、次に、玉城町は神宮の撰社末社13社が鎮座しています。ご利益が大きいまち・玉城町で、神宮の撰社末社巡りもふるさと返礼品に加えてはいかがでしょうか。

具体的には、遠方の方で、田丸駅に来てもらえば町内のタクシーで回ってもらいます。一度に13社での参拝もいいし、2回、3回に分けて来てもらうのもいいと思います。できれば2回、3回、4回とふるさと納税を何回かしてもらって、来てもらって、末社巡りすればいいと思います。

そして、近隣の市町に神宮を含め、神宮の撰社末社が125社あることも、全国的に見れば知らない人が多いのではないかと思います。玉城町内の撰社、これはこちらがタクシー等を用意して、それぞれ回ってもらうものですが、町内の撰社末社巡りで、ちょっと違うと思いますけれども、四国のお遍路八十八か所巡りのミニ版的として全国に浸透し、定着すれば、交流人口増につながると考えていますが、いかがでしょうか。

○副議長（前川さおり） 産業振興課 里中課長。

○産業振興課長（里中 和樹） 産業振興課長 里中。

私たちも、このコンパクトな町に神宮の撰社末社が集中していることというのは注目

しておりまして、この観光協会がメインで出しています観光パンフレットですね。たまき旅のご利益めぐり 編でも一通り紹介させてもらっておりまして、あと、テレビ取材なんかがあるときには率先して情報提供しておる次第でございます。

ただ、体験ツアーの商品としてまとめていくには、やっぱり仕掛けていく方が必要だと考えておりまして、また、その方が今後出てくるようであれば、それもふるさと納税の返礼品、要は玉城町を体験していただくための一つの商品としてセットアップできればといいなと考えております。

以上です。

○副議長（前川さおり） 山路議員。

○8番（山路 善己） 玉城町にある名所、名物になるものなどを考えたところ、今のような考えに行き着きまして、これ、本当に提案だけですので、障害とかいろんな難しい面もあるか分かりませんが、将来的にわたって実現の方向にしてもらえれば玉城町に多くの方が来てもらえると考えますので、やっぱりその辺もしっかりと考えていただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。

そして、町内には子授け、安産祈願、学業成就、縁結び、厄除けなどのご利益がある神社がたくさんあります。田丸神社。これはさいのかみさん、幸神社というんですね、さいのかみさん。東外城田神社などでの祈祷も返礼品としていいと思います。東外城田神社は縁結びの神様として有名です。さいのかみさんは子授け、安産の神様として有名で、東外城田神社にお参りをし、願いがかなった暁にはさいのかみさんにお参りをし、幸せな家庭を築いてもらいたい。子供さんを授かって、その時期が来れば、受験シーズン等ですけれども、田丸神社に、田丸神社は学業成就として有名な神社ですので、このようにストーリー的にこのようなものを返礼品の中につくり、神社での祈祷も返礼品の一つとしていいのではないかと思います。このように人生の節目節目に全国から多くの人たちに来てもらい、それぞれ神社での祈祷が返礼品としていいと考えますけれどもいかがでしょうか、ご見解をお聞きします。

○副議長（前川さおり） 産業振興課 里中課長。

○産業振興課長（里中 和樹） 産業振興課長 里中。

先ほどの答弁と少しかぶりますが、ご利益のある神社につきましては、たまき旅のご利益めぐりのほうで一通り紹介していますし、テレビでも機会があったら紹介もしてもらおうようにしてもらっています。

あと、その祈願料というか、祈祷してもらう料金等がふるさと納税として大丈夫かどうかだけは一応確認をさせていただきまして、あとまたそれを含めて総務省の確認が取れば、観光協会と一緒にふるさと納税の返礼品の一つとしても考えていきたいなと思います。

以上です。

○副議長（前川さおり） 山路議員。

○8番（山路 善己） いろいろほかの方法で発信されているのは存じ上げております。よくやってもらっていると思います。かつ、その上で、この返礼品としてまた全国の人に目にしてもらって来てもらうのも一つの方法ですので、その辺またよろしく願います。

そして、これに関してのパンフレットなんですが、これを昨日の帰り、観光協会に寄って頂いてきました。それで、先日の東京の三重テラスの件もいろいろお話を聞きましたけれども、結構盛況やったみたいで、写真家の講演もあって、多くの方が来てくれたとおっしゃっていました。

そして、私、これは昨日も観光協会の方とお話しさせてもらったんですが、これ、非常によくできています。これ、作成されたところは伊勢市内の某印刷所で、私もよく知っているところです。

前々から申し上げますけれども、私、ちょっとこれを見てください。これは三重県玉城町の紹介です。私はこの中の25%、4分の1を使って、どーんと伊勢神宮をまずメインにして、そして、ここにも書いてありますように、小さく、「伊勢神宮のお隣・三重県玉城町」、伊勢神宮を一番目立つようにして、あと、その近くに玉城町がありますということを書くと、三重県とかこの近辺の人は、玉城町といえば大体北のほうの人でも南のほうの町やなというのが認識されると思いますけれども、三重県を離れて他の府県へ行くと、玉城町がどこにあるか全然分からない人が多いと思います。

ですから、伊勢市をメインにして、そして伊勢神宮のお隣、具体的にJR田丸駅から伊勢市駅まで12分と具体的な数字も表すと、本当にイメージ的に分かりやすいので、また今度こういったものを作るときはそういうところも考慮して作られるとよろしいかと思えます。

そして、この中で、そこだけ大きくすればバランスが崩れます。しかし、その印刷所の人たちは十分きれいに合わせて作ってくれますので、このパンフレットを何で私、昨日もらいに行ったかといいますと、神社の末社、これがあるのもらってきた次第です。またこの辺も一考されるといいと思います。何か合図していましたが。

○副議長（前川さおり） 通告の内容に従って、すみません、質問をお願いいたします。

○8番（山路 善己） いや、これ、入っとんの違いますか、これ。

○副議長（前川さおり） そこまではちょっと実は入っていない……

○8番（山路 善己） いやいや、大いに関連ありますよ、これ、観光協会。今のは観光協会がおっしゃいましたから。その話は後にしましょう。

次の質問に移ります。

田丸城跡の語り部による学習と見学ということで、1336年、北畠親房氏により築城され、戦国時代には織田信長が居城されたと言われるその歴史。石垣に特徴があり、当時のままの天守台、石垣が残っています。来てもらった方たちに単に見てもらって帰られ

るのでなく、知識として勉強してもらい、関心を持ってもらうための返礼品として考えました。いかがでしょうか。そして、語り部の方にはその返礼品の30%以内の中でもちろん報酬もお払いさせてもらって、語り部として、してもらうこともいいと思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長（前川さおり） 産業振興課 里中課長。

○産業振興課長（里中 和樹） 産業振興課長 里中。

今までのやつと多分よく似たことになると思うんですが、それこそ体験、語り部さんのお話もセットとして商品化できるような体験ツアーが組めるのであれば、それも含めて、まとめて考えていきたいと思います。

以上です。

○副議長（前川さおり） 山路議員。

○8番（山路 善己） ぜひよろしくお願いします。

次の質問に移ります。

ほか、玉城町で体験してもらう独自の返礼品となるものもあると思います。ただ、体験してもらうだけでなく、来てもらった人たちにはその時期その時期の果物などの農産物や町独自の商品などをセットとして、玉城町でいろんなものを見て体験してもらい、特産物を頂いて、玉城町に行ってこのような経験をさせてもらって、また、お土産ではないですけれどもこのような商品も頂いて、二重に喜んでもらえば、玉城町にまたふるさと納税をしようかと思ってもらえるような施策をつくったらどうかというものです。

そして、今現在、玉城のワインも作られる人たちもいますので、それもよろしいかと思います。また、擬革紙など製作している人が了承していただければ、擬革紙製作体験もいいのではないかと思います。

まだまだ知らない、気がつかない、もっといい体験型の返礼品となるものもあると思います。このように、費用をかけずに玉城町を全国に発信できるふるさと納税の返礼品という方法について、町長、この辺をまとめて一つご見解をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○副議長（前川さおり） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） 返礼品等いろんな取組の提案もいただきましたけれども、やはり玉城町の特徴である歴史や文化、具体的には撰末社、あるいはお城、あるいは玄甲舎、そういったところの魅力を多くの方に知っていただくと、こういうことは大事ななと思っています。

具体的に、観光協会さんの協力をいただきながら、それらの施設への体験ツアーとか、あるいはJRさんとも連携しながらさわやかウォーキングとかというふうな形で、玉城町へ訪ねてきていただいとる、あるいはまた、タレントの方が訪ねていただいて、テレビで玉城町のPRをしていただいとると。そういう取組を順次進めておるわけでございますので、これからもこうした玉城の魅力を感じていただくこと、それが交流人口につ

ながる、あるいは関係人口につながると、こんなふうには思っております。

こういったことをそれぞれ担当のほうでどう具現化できるのか、あるいは検討してまいりたいと、こんなふうには思っています。

以上です。

○副議長（前川さおり） 山路議員。

○8番（山路 善己） いろいろやっつけやっつけしているのはよく分かっておりますけれども、私もこの人生経験からして、まだまだこれ、玉城町は大きく発展する余地があると思っております。また、そういった方策をいろいろ今までも提案させていただきましたが、本当にもっとやれることがあると私は思っています。

私も言うばかりではなくて、観光協会設立とか、あちらこちらへ走ったりして、ある程度道筋をつけたりしやすいようには仕事もしてきたつもりですので、また、これも一生懸命させてもらいますけれども、本当に玉城町にもっと多くの人に来てくださって、栄える町、活力のある町になればいいなと思っておりますので、皆さん、また今後ともひとつその辺についてよろしくをお願いします。

それでは、大きな項目、2番目の項目に行きます。

玉城町には課題が多くあります。本当の住みやすいまちづくりを目指して、今まで何人も議員が質問してきました。しかし、何年たっても実現できていないものが幾つかあります。その中で、町にとって重要と考える件について、町長の考えをお聞きしたいと思っております。

これは、今まで担当課長とは何度も何度も話をしてきたことで、果たして町長はこれらについてどういった考えでいるのかなど。さらっと質問させていただきますので、さらっと答えてくれれば結構ですので、ひとつよろしくをお願いします。

まず1つ目の都市計画道路佐田山新田線、これは12月の定例会でも議員の一人が質問されました。また、これ、違った観点からの質問というよりも提案になるんですけども、質問させていただきます。

岩出田丸線は伊勢多気線と、それから北のほうの外城田橋の間まで、結構道幅が狭いし、踏切も対面通行ができません。朝晩はよく渋滞して、また、踏切が閉まっているときなんかは両方、随分と長く車も止まっております。

それで、この岩出田丸線の改良工事、これは非常に難しいと思います、現実的に。立ち退きしてもらって、用地買収できにくいと思います。

それで、玉城町の都市計画道路佐田山新田線が長く計画したままになっております。そして、あの道路を使って田丸世古線の一部として、岩出からその都市計画道路へ入って、JRを高架でくぐって、そして、あれは荒子団地か、荒子団地の前へ突き当たって、そして県道である必要がありますので、東側、右側に右折をしていきますと県道37号鳥羽松阪線に接続できます。それで、伊勢大宮線と鳥羽松阪線をつなぐ県道として県に施工してもらえば、こんなありがたいことはないとは私は考えております。

この根拠は何かといいますと、虫のええ話やと思いますけれどもこの根拠は、鳥羽松阪線は、現在度会橋を下りて、下に下り切ったところに信号機のある交差点があります。それを左折しますと、JRは高架でくぐって、近鉄はアンダーパスでくぐって、その先には国道23号があります。

それは、もともと、本来、当時伊勢市さんと御菌村さんの都市計画道路秋葉山高向線でした。それをどういった経緯で県がしてくれたのかは分かりませんが、この質問をさせてもらうに当たり、伊勢市都市整備部都市計画課で確認してきました。そしたら、100%県にしてもらって、現在、県道となっております。ですから、そういった事例がありますので、これは玉城町が要望してもそう簡単に「はい」と言ってくれると思いませんけれども、要望してもいいのではないかと私は思っております。

この件について、町長、町長の見解をお伺いいたします。

○副議長（前川さおり） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） まず、都市計画道路の佐田山新田線と、こういうことでございます。今までの事情も、あるいはまた伊勢の事例も紹介をいただきました。

現状を眺めておりますと、岩出新田線はミマスさんのところの踏切、あるいは土橋のクランクのところって大変狭隘な、狭い状況でございまして、日常不便だということも現実でございまして、やはり県道から、これは何とかしてこの代替道路として、特に今まで整備しておりますところの久保朝久田線、あるいは玉城駅前線ですね。あるいは、途中になっておりますけれども佐田山新田線、そうふうなところのルートを県として代替道路として考えてほしいと、こういう要望をしておりますし、これからも続けていきたいと、こんなふうにしておるわけでございます。

今の現状、この都市計画道路としての決定からやがて50年、50年以上たつとるんです。そんな中では、いろんな計画から大きな変化があったんです。それは何かというと、組合施行で妙法寺・新田町区画整理事業をやろうとして計画をした。減歩率が50%、それは困る。いろんなことがあってもう廃止になったということで、今はご承知のように新田町周辺には民間の宅地開発が進んで、住宅が建っておるとというのが現状でございます。

そんな中でどうしていくんか。廃止の後、私どものところに地元の代表の方がおいでいただいて、今現在進めておりますところの新田町16号線の流末の排水対策、こういうふうなところを進めておるとというのが今の現状でございまして、それともう一つ同時に、これも同じ佐田山というふうなことになりますけれども、この栄町、あるいは名前を申し上げて恐縮ですけれども桜井組さんの資材倉庫等の東側の部分の山林、その地籍調査をするについて、地権者の皆さん全員に同意をいただきましたものですから地籍調査に入っていくと、こういうことから、ずっとこの岩出新田線、岩出田丸線ですか、県道でございますけれども、それをこの山林のところへずっと新設すると。

こういうふうな計画を持ってあそこの周辺の開発をすることによって、現在、減少傾向にありますところの下外城田小学校区として編入をすることによって存続をしてくれ

るのではないか、こういうふうなことも昨年の区長会にも、特に下外城田の区長さんに皆お集まりをいただいて説明を申し上げ、近くまた新しいメンバーの区長さんにもその機会を設けると、こういうところに至っております。よろしくお願ひします。

○副議長（前川さおり） 山路議員。

○8番（山路 善己） 半世紀以上そのままの状況のところ、ぜひとも町長のときに、完成までいかにある程度道筋だけはつけていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

次の質問に移ります。

これもまた非常に難しい件なんです、ある程度先は見えただろうと私は思っています。宮川架橋建設推進協議会の活動について。

これは、平成21年7月7日に宮川架橋建設推進協議会として発足しました。それからもう何年になるんですか、十二、三年になりますか、まだ進展していなくてそのままの状態です。それは、その原因の一つに、伊勢市さんが都市計画道路高向小俣線、これを優先的に考えられた面もあると思います。しかし、それも去年、おととしの12月12日から、現在の宮川JR鉄橋と南部自動車学校の中の橋の建設工事が始まっております。遷宮までにこれはできることが約束されております。

ですから、もう次は、今度は上流域の橋に取りかかっても、伊勢市さんにそう多く支障はないかと思っておりますので、これからまた伊勢市、それから、まず県ですよね。県、伊勢市、度会町、玉城町、四者で取り組んでいただきたいと思いますと思うんですが、町長の見解をお尋ねします。

○副議長（前川さおり） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） このことも議員承知の上でのご質問をいただきました。

宮川橋は今、工事が始まりました。2032年には竣工するというふうな状況を聞いております。8年先には供用すると。

遷宮の20年、20年にそうしたインフラ整備をしてほしいと、こういうふうな要望に基づくものであると思っておりますし、玉城町に関連するところのこの宮川架橋につきましても、協議会、そして関連市町、そして県、地元の国会議員さんにも要望を続けていきたいと、こんなふうには思っています。

○副議長（前川さおり） 山路議員。

○8番（山路 善己） それで、特に下外城田地区の人口はそう10年前と変わっていませんが、未就学児、小学校に入る前の零歳児から5歳、6歳児になるのかな、10年前から半分になっております。もしその橋が完成すれば、またその周辺も開発もされて、また人、車の流れも変わって、人口も増える可能性も高いと思いますので、ぜひとも完成に向けて、それから、私が昭和40年代の中頃まで、たしか、岩出と佐八にあったと思いますので、今もそちら、岩出の人はやっぱりそのことを言うて、橋が欲しいなということ、で何人か、最近でも耳にします。ですから、実現に向けてひとつよろしくお願ひします。

次の質問に移らせてもらいます。

外城田川の氾濫対策と三郷川の堆積物除去についてですけれども、昨年6月2日、台風2号で鳥羽市が線状降水帯の影響で490.5ミリという雨が降りました。それが玉城町上空に来ておれば、平成29年当時と同じような水害が起こっていたと考えられます。それで、鳥羽市の方には悪いんですけども、玉城町に来なくてよかったなと私は思っています。

29年当時は24時間最大で492.5ミリ、そして6月2日は490.5ミリ、そう差異のない雨量でしたので、ちょっとこの報道を見て私もぞっとしたんですけども、町長、この件についてだけ、どう思いますか。町長の考えを聞きたいんですが。

○副議長（前川さおり） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） 先ほどの前段の議員さんにもお答えをいたしました、山口議員さんにもお答えさせていただきましたけれども、外城田川の流下能力が1960年当時、排水対策として断面が250ミリ流下能力、それを500ミリ降ったと。玉城町としても、それだけの鳥羽に被害があったような形の線状降水帯が来れば、やはりこれはそれなりの被害があるというふうなことは想定できると思っております。

そんな中での、まずは今の7年前からの水害を復旧するというふうな形で、年次計画でインフラを進めておるという状況でもございますし、あわせて、議員からも度々質問がありましたけれども、堤防、県道鳥羽松阪線からの下流のところの県の管理、外城田川、相合川、有田川、そういうふうなところの排水対策を県に要望しておる、県は年次計画を持ってこの対策を進めてくれとるという状況でございます。要は、この下流、やっぱり水が流れる、詰まっておつたらその地域に、上流に被害が生じるというふうなことは当たり前の摂理でございますから、いかに河川の排水、水の流れをよくするか、これに全力で取り組んでいかなきゃならんというふうに思っています。

玉城町は、安心はできませんけれども、ハード整備と、そして優良農地のあるところの、今も尻水戸の山口議員からの提案もありましたけれども、そういう圃場の調整池としての調整機能、これを生かしていくというふうなこともできますし、同時に、やはりそれ以上の雨が降れば排水が大事だと、こういうのは当たり前でございますから、その管理者である県のほうへ要望し、土砂撤去をしていただいとるというのが現状でございます。これからもその要望を続けてまいります。

以上です。

○副議長（前川さおり） 山路議員。

○8番（山路 善己） 広範囲にわたってご説明いただきました。

前段の議員の質問で、現在の外城田川の護岸補強工事を町の費用でやっているんですかという質問がありました。答弁は、起債しています、また、使えるメニューがあればそれも使っていきたいと。それでよろしかったですね。そういった返答でした。

それで、私、国土強靱化計画、それもいいのではないかと思います。なぜなら、こう

いった事例があるんです。これは宮崎県の五ヶ瀬川というのかな、これは国土強靱化で築堤とか、それから掘削したとのこと。五ヶ瀬川では平成17年の台風で甚大な浸水被害が発生しました。国土強靱化計画で、被害を繰り返さないために河道掘削、築堤を行い、令和4年9月の台風では水位を低減し、被害を96%も減らすことに成功しました。こういった、ホームページに載っていましたんで、これ、去年、おとしの9月、1年半前の大きな雨量があったと思います。この築堤と掘削によって被害を96%減らすこと、こういった事例もありますので、私は国土強靱化計画、そのほうが使えるんじゃないかと思います。

それで、それを今から職員さんに調べてもらうものは、一番確実に間違いなく調べてもらえるのは、これは町長にお願いするわけですが、地元選出の代議士によく、時々会われると思いますけれども、ちょっと町長、その辺ちょっと、国土強靱化で外城田川の改修ができないかと尋ねてみてもらえませんか。そうすると、代議士さんはちゃんとした人に調べてもらって返答してくれると思います。こちらから県なんか質問するよりも、ずっと早く正確に使えるかどうか分かると思いますので、町長、これ一つお願いできませんかね。よろしくお願ひしたいと思うんですけれども、いかがですか。

○副議長（前川さおり） 建設課 平生課長。

○建設課長（平生 公一） 建設課長 平生。

ちょっと私のほうから、今現在計画的に進めておる起債事業、これに至った経緯と、あと、国土強靱化という言葉が出ましたので、そちらの事業との比較ということでもないんですけれども、当然、検討にも上がった経緯もございましたので、ちょっと説明のほうをさせていただいてよろしいですか。

ちょうど平成29年災害ということで、翌年には長期的な治水整備計画のほうを外城田川のほうで立てております。それから、実際、事業のほうを進めていかないかんとということで、この治水整備計画に基づいて進めようとするんですけれども、ご存じのように県道から下流というのは県の管理区間です。この治水整備計画で上流ばかり改良しても下のほうで整備が追いついていなければ、上流が流れても下流で浸水被害ということになって、結局は本来の河川整備には程遠いものとなっております。

そこで、玉城町としても、下流の整備を待つて上流をするという本来のスタイルで整備する計画ではもう何年先になるか分からんということで、当時の建設課の中でも、町全体の中で、当面の整備ということで、今できることをしようやということで、今の河道掘削であるとか護岸補強の整備に踏み切ったわけです。

このときの事業メニューで、ちょうどこの国土強靱化というのも時を同じくしてございましたが、そちらの事業の場合ですと、抜本的な整備については国土強靱化の補助事業のほうを対象になると。ただ、今回のように当面の暫定的というか、の整備については非常にちょっと難しいやろうというような見解がございまして、その中で、そしたらもう単独でもやらないかんとというような町長、当時の建設課長の意見もあつたんですけ

れども、そのときのタイミングでこの起債の事業が紹介されましたので、まさに玉城町の整備計画に合致しとる整備やということで、起債事業に乗らせてもらった次第で現在に至っています。

以上です。

○副議長（前川さおり） 山路議員。

○8番（山路 善己） そうなんです。先ほどからおっしゃったとおりのこと、そのとおりなんです。下から全部、上まで。議員に就任して、30年の6月の定例会で、私は上流域から下流域まで測量して、そして低いところなんか全部やる必要があると。これは本当に県、伊勢市、それから玉城町、多気町、全部絡んできますよ。非常に費用もかかる難しい仕事ですけども、先ほどおっしゃったとおり下流域は、全部これは精査してやらな駄目なんです。

今までの答弁で、ほかの議員さんへの答弁でも、玉城町だけで、玉城町の中だけで掘削とか、そうそう、護岸の補強はそれでよろしいですわ。掘削なんかは町内だけでしていたらあまり意味がありませんよと私もいつも話をしてきましたけれども、今課長がおっしゃるとおり、下流域から上まで全部せなあきません。そして、私は、かつて玉城町は起債してしています。プラス国土強靱化計画、これに乗ってやると早いでしょう。

なぜまた今日、今回こうやって質問させてもらうかといいますと、先ほど申しました、去年の6月2日の鳥羽の線状降水帯490.5ミリ、あれが本当にこっち側へ来とったら全く同じ水害が出ていたと思います。それで、これ、絶対早く、今、玉城町が何をほっといてもやらなあかんような事業じゃないかと思えます。雨は本当にいつ降ってくるかわかりませんから。

そして、田丸大橋から上流域もやっていますけれども、続いて早急に下流域も、宮川用水の頭首工、あそこから下流域も当時、あのパラペットから30センチ水が超えているんです。地元の住民にちゃんと私、二度、三度聞き取りもして、そして、Aコープの高くなっている店内も水に浸っていますし、そういうような状況で、これは本当に早くやらないいけない事業で、こういった国土強靱化事業も使えないかなと思つての質問です。そこら辺もまた今後、頭に入れて考えていただければそれでよろしいかと思えます。

○副議長（前川さおり） 建設課 平生課長。

○建設課長（平生 公一） 建設課長 平生。

先ほどもご説明させてもらったように、今後も当面の整備を計画的に進めていく上で、現在最も適した財源である起債のほうを現在充てております。また今後、いろんな整備にさらに適したような事業があれば、これは県のほうとも相談しながら財源として事業に乗っていくということで、今後の検討の一つとさせていただきます。

以上です。

○副議長（前川さおり） 山路議員。

○8番（山路 善己） 課長、ぜひそのようにお願いします。

それから、水害が起こった翌年、町長は鈴木英敬前知事と1対1の対談で、あれは平成30年8月20日、玄甲舎で地図を広げて当時の鈴木知事に外城田川改修の要望をしっかりとしてもらいました。それを私らは隣の部屋で、テレビで見えておりました。そして、新しく今、一見知事になっておりますけれども、一見知事にも外城田川改修等の要望を町長、されましたか。されたかどうか、それだけ一つ。されなかったらされていないでもよろしいので、その辺、されているかしていないか教えてください。

○副議長（前川さおり） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） 具体的な話、その新しい知事にはしておりませんが、それはもう継続して、前知事からの継続として、それぞれ所管の、玉城のエリアでいいますところの伊勢建設事務所のほうで担当して続けて施工してくれとると、こういうことでございます。

○副議長（前川さおり） 山路議員。

○8番（山路 善己） 私は要望してもいいと思うんです。これをちょっと見てください。三重県河川整備計画流域委員会、二級河川外城田川で、これは三重県の発行したもので、当時の玉城町の職員さんがこの会議の中で要望されています。県管理区間のみでなく、上流部の町管理区間も考慮して治水計画を検討してもらいたいと。県の答えは、外城田川の県管理区間、上流の準用河川区間においても、玉城町による治水計画の検討が予定されており、玉城町と連携して治水計画の検討を実施していきたいと考えている、こういうふうに、県もちゃんと、県も要望を聞いてくれるというふうなことをおっしゃっていますので、遠慮せず、県に堂々と護岸の補強等の費用を要望しても私はいいと思うんです。

そこで、ちょっと一つ提案ですが、要望するに当たって、行政だけではなく、災害に遭った自治体の区長さんから町長宛てに、安全に暮らせるように外城田川の改修をお願いしますという要望書を幾つかそれぞれ、十幾つかあるかは分かりませんが、頂きます。そして、それを持って、これは、区長さんからの要望ということはその自治体の住民の総意になると考えられますから。そしてもう一つ、私ども議員も・・・一緒に、行政と一緒に要望しに行くことも必要と思います。

私どもは町民の皆さんからの負託を受けて町政に関わることもしていますので、住民の代表として堂々と要望してもいいと思います。ですから、行政、町長、それから区長さんからの要望書を持って、被災された自治体の区長さんからの要望書を持って、私ども議員もこれだけは本当、外城田川の件だけはそれぐらいしても私はいいと思います。本当にもう、何度も申し上げますけれども、鳥羽のあの線状降水帯が来ておれば、同じような被害が出るどころと違うと思うんです。

県もちゃんと考えてくれて、これ、今話させてもうたように言ってくれておりますので、要望だけは何度行ってもいいと思うんですよ。ぜひ、またそこらを考えてもらいたいと思います。

最近、その護岸工事を見ていると、町外の業者さんも入っているみたいなんですよ。できたら、私は町内の業者さんに全てやってもらって、それで、制約もある程度緩和して、1社でできなければ町内の業者同士でJVを組んだりして、そして、町内の事業で得た利益は税金として町内に納めてもらう、そういったことも必要かと思うんですけども、技術的なものもあって無理な面もあるか分かりませんが、そうそう、建設業者さんとは災害時の災害協定でしたか、ちょっと正式な名称は忘れましたが、具体的にいきますと、災害に遭ったときは、例えばこの29年の台風の後、片づけ等を町内の建設業者さんに委託してやってもらいました。

それで、これが町外の業者さんであれば、この予想されている南海トラフ、自分のところの自治体はしっかりできるけれども、他の市町はなかなか回りにくいと思います。ですから、町内の業者さん、防災協定は締結してあるんですよ。できるだけ町内工事は町内業者さんが入札受注してもらうような環境をつくって、そして税金を玉城町に納めてもらうと、そういったスタイルならば……

○副議長（前川さおり） 山路議員、恐れ入ります。通告書のどの部分と関係がありますか。

○8番（山路 善己） 外城田川のこの工事のことで。あきませんの。

○副議長（前川さおり） 少しちょっとずれているような気がするんですが。

○8番（山路 善己） いやいや、ここの

○副議長（前川さおり） 申し訳ございません、もう少し大きな声ではっきりと質問いただけますか。

○8番（山路 善己） はい、分かりました。これも一つの要望として上げておきます。そして、最後の質問に移ります。

玉城町内の耕作放棄地についてですが、特に有田平野は放棄地が目立ちます。それで、私、それぞれ担い手さん、1人の担い手さん、そして2人のおじいさんがおりまして、それぞれおじいさんには、1人の人は去年のうちに米も作ってもらいました。もう1人は、今年、草刈りの手伝いもしまして、また今年やりますと約束してくれました。現在、田んぼも起こしてあります。

もう一つは、担い手さんはまだ何もしていない状態が続いています。それで、先週の日曜日も自治区内でそういった草刈りとかそんなも一生懸命したんですが、大変迷惑しております。

こういったことは、私、思うんですけども、人・農地プラン、それに加入して、それから、農地中間管理機構が関係しておりますので、行政と農地中間管理機構で行政指導等はできないかなと思うんですけども、そしてプラス、そのできていない、耕作放棄地である理由を担い手さんにも聞き取りして、担い手さんには何か事情があると思います。そして、その事情も、こちらも手助けできることであれば何らか行政、また周辺の地域の住民も手伝ってすれば、あのような見苦しいような環境でないと思いますので、

ぜひその辺も考えてもらいたいと思うんですけども、これ、町長にお尋ねしたかったんですが、代表してどなたか、こういったお答えをいただけませんか。

○副議長（前川さおり） 産業振興課 里中課長。

○産業振興課長（里中 和樹） 産業振興課長 里中。

山路議員の玉城町内の耕作放棄地について答弁させていただきます。

町内の耕作放棄地、いわゆる遊休農地につきましては、現状について少しお話しさせていただきますと、令和3年度、農業委員会から遊休農地の面積の報告があります。約1ヘクタール。令和4年度の遊休農地面積は1.2ヘクタールと、やっぱり少し数字も上がっていきまして、微増の傾向であるとは私どもも考えております。

国のほうは、平成28年に改正農業委員会法を施行しまして、農業委員会の業務について、これまでの農地法に基づく権利移動のほかに、このような遊休農地の発生防止・解消などもどんどん推進するようにと業務として位置づけています。

ですもので、町としましても、もう既におっしゃられたように農地中間管理機構、町、それから農業委員さん、自治区さん、あと農地利用最適化推進委員さんとかJAとか改良区も含めて、いろんな方々と相談しながら行動は取っておるというふうに現状は報告させていただきますと思っています。

以上です。

○副議長（前川さおり） 山路議員。

○8番（山路 善己） 私もここでそういうふうに申し上げているだけでなく、個人さん2人に直接会って話を解決しました。もう一人の担い手さんは、今年はやりますと返事してくれていますので、もし今年の春、それから秋ですか、現在のような状況が続けば、また行政、それから中間管理機構と相談して、何らかの対応もしてもらいたいと思います。

まだ農家が預けて米ももらっていないし、米を買っているという人もおりますので、契約不履行になっておりますけれども、それは本人さんにあまり難しく言うておりませんので、またもう1年やってもらえよと言っていました。今度また同じようなことが続けば、またこれ、本当に本気を出してちゃんと対処してもらいたいと思います。

ということで、途中で何か質問よかったと思うんですよ。悪かったみたいで、失礼しました。

○副議長（前川さおり） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） 山路議員の都市計画道路、そして宮川架橋のところでのご質問に関連してでございますけれども、県道岩出田丸線は地元の岡出、そして中角、岩出、その方々の歩道整備を急いでほしいということを県のほうへ私どもと一緒に要望しとると、そういう状況でございます。それを緊急にやりたいと要望しとるということ。

以上です。よろしく。

○8番（山路 善己） はい。しっかりお願いします。

それじゃ、終わります。

○副議長（前川さおり） 以上で、山路善己議員の質問は終わりました。

これで本日予定しておりました日程は全て終了いたしました。

お諮りします。来る3月8日は一般質問2日目及び提出議案に対する質疑を予定しておりましたが、一般質問が本日で全て終了し、また、提出議案に対する質疑の通告もございませんでしたので、3月8日は休会にしたいと思っております。これにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○副議長（前川さおり） 異議なしと認め、3月8日は休会といたします。

暫時休憩します。

（午後3時27分 休憩）

（午後3時29分 再開）

○副議長（前川さおり） 再開します。

提出された議案のうち、会議規則第39条第1項の規定により、議案第3号 玉城町田丸駅交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について及び議案第4号 玉城町行政組織条例の一部改正についての各議案を総務産業常任委員会へ、議案第7号 玉城町使用料条例の一部改正について及び議案第9号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について並びに議案第10号 玉城町介護保険条例の一部改正についての各議案を教育民生常任委員会へ、議案第18号 令和5年度玉城町一般会計補正予算（第8号）ないし議案第35号 令和6年度玉城町下水道事業会計予算の各議案を予算決算常任委員会へ、議案付託表のとおりそれぞれ付託したいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○副議長（前川さおり） 異議なしと認め、議案付託表のとおり付託することに決定いたします。

お諮りします。

議案精査のため、明日3月7日から3月13日まで休会としたいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○副議長（前川さおり） 異議なしと認め、明日3月7日から3月13日まで休会とすることに決定いたしました。

来たる3月14日は午前9時から本会議を開き、委員長報告、討論、採決を行いますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後3時30分 散会）